

令和5年3月
京丹後市文化芸術振興計画

文化芸術を楽しみ 人が輝く京丹後

～はぐくむ、つなぐ、いかす“日本のふるさと丹後”の文化を次世代へ～



はじめに

文化芸術は、人間と自然との関わりや風土の中で生まれ、育ち、人間が身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観など、およそ人間と人間の生活に関わる総体を意味します。

国では、平成13年に文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に制定した「文化芸術振興基本法」を平成29年に「文化芸術基本法」へ改正し、文化財の保護や芸術文化の振興などこれまでの文化芸術振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などの関連分野における施策も含めた、文化芸術の振興に関する計画を策定することが、自治体の努力義務として規定されました。

一方、本市ではこれまで、市や文化団体、市民などが独自に、また連携して文化芸術事業に取り組んできましたが、中長期的視点で系統立てた取組が不十分なことが課題となっていました。

そこで本市では、平成31年3月に、地域社会の形成と継続に大きな役割を果たす文化芸術の力を未来へ発展的につなぎ、文化の薫り高いまちづくりを進めるため、「京丹後市文化芸術振興条例」を制定し、このたび、この条例に基づき、本市の今後10年間の文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「京丹後市文化芸術振興計画」を策定しました。

本市は、古代「丹後王国」があったとされ、多くの古墳や伝説・伝承などの歴史文化や郷土色豊かな民俗芸能に加え、ユネスコ世界ジオパークに認定された「山陰海岸ジオパーク」に代表される豊かな自然を有しています。

また、自然の恵みと厳しさに向き合い古代より脈々と受け継がれてきた知恵や、時代に合わせて工夫を繰り返してきた先人の思いが、丹後ちりめんを代表とする織物業や機械金属業、食文化といった多様な文化的資源として育まれてきました。

数々の文化遺産に恵まれ、山と海が織りなす景観が美しい本市は、「日本のふるさと丹後」とも言えます。

このような魅力あふれる本市で、市民みんなが「住んでいてよかった」と感じ、進学などで地元を離れた若者が「地元に帰りたい」と思えるような「愛着」と「誇り」を感じられるまちを目指します。

それを実現するためには、市民みんなが文化芸術の価値をあらためて見つめ直し、本市の豊かな文化的資源を最大限に活用することにより、市民が主体となって文化芸術活動に取り組み、楽しみを感じられる活力ある生活につなげる必要があります。

本計画をスタートラインに、本市の文化芸術の目指す将来像や取組の方向性を定め、文化芸術と観光、産業などとの連携や、北近畿の近隣市町とも連携をさらに深めながら、本市の文化芸術のまちづくりをより一層推進してまいります。



目 次

第1章 将来ビジョン

1 基本理念	1
2 基本目標	2

第2章 計画策定の概要

1 計画の位置づけ	3
2 計画の期間	4
3 対象とする文化芸術の範囲	5

第3章 文化芸術を取り巻く状況

1 社会の動向	6
2 文化芸術の現状	9
3 アンケート調査結果	19
4 文化芸術の課題	22

第4章 基本方針と施策

1 基本方針と基本施策	23
2 数値目標	24
3 取組例	25

第5章 推進のために

1 推進体制	28
2 進捗管理	29

資 料 編

1 文化芸術基本法	30
2 京丹後市文化芸術振興条例	35
3 京丹後市文化芸術振興審議会条例	36
4 第2次京丹後市総合計画（抜粋）	37
5 京丹後市教育振興計画（令和2年度改定版）（抜粋）	38
6 文化芸術に関する市民アンケート調査報告	40
7 京丹後市内貸館等施設一覧表	61
8 京丹後市文化芸術振興審議会委員名簿	63
9 京丹後市文化芸術振興審議会の開催及び計画策定の経過	64

第1章 将来ビジョン

1 基本理念



文化芸術は、人々に楽しみや喜び、生きがいを与え、心を豊かにするとともに、人と人との相互理解を深め、まちの活力を創出してくれるもので、私たちの暮らしになくてはならないものです。

古代「丹後王国」から続く長い歴史と美しい自然があふれる、私たちのまち京丹後は、ほかの地域や都市部にはない、魅力的な文化的資源にあふれた地域であり「日本のふるさと丹後」とも言えます。この地で育まれた芸術、民俗芸能・食文化・文化的景観などの歴史文化、産業などの文化的資源は、次世代へ引継ぎ、さらに発展させていくべきものです。

しかし、日常生活の中に溶け込んだそれらの魅力は、普段意識することが少なく、さらに人口減少や社会環境の変化などが、文化芸術活動の継承や発展を進める上で課題となっています。

このほど「京丹後市文化芸術振興計画」を策定するにあたり、市民みんながあらためて文化芸術に親しみ、その魅力に気づき、「愛着」や「誇り」を感じられることで、文化的資源を後世に継承し、さらには新しい価値が創出され、文化芸術のまちづくりを強力に推し進めることにつながるという考えのもと、基本理念を定めました。

2 基本目標

「基本理念」の実現を目指すため、「はぐくむ（地育）」「つなぐ（地（知）縁）」「いかす（地活）」を、3つの基本目標に定めます。

3つの基本目標は、相互に連鎖し、価値を生み出し、循環し、文化を通して市民が「楽しむ」姿を増やします。

基本目標 1



文化芸術を学び、親しむ心を育み、

「楽しさが実感できるまち」

を目指します

基本目標 2



地域の文化芸術を次代へ引き継ぐとともに、
文化芸術をとおして人と地域をつなぎ、

「愛着と誇りが実感できるまち」

を目指します

基本目標 3

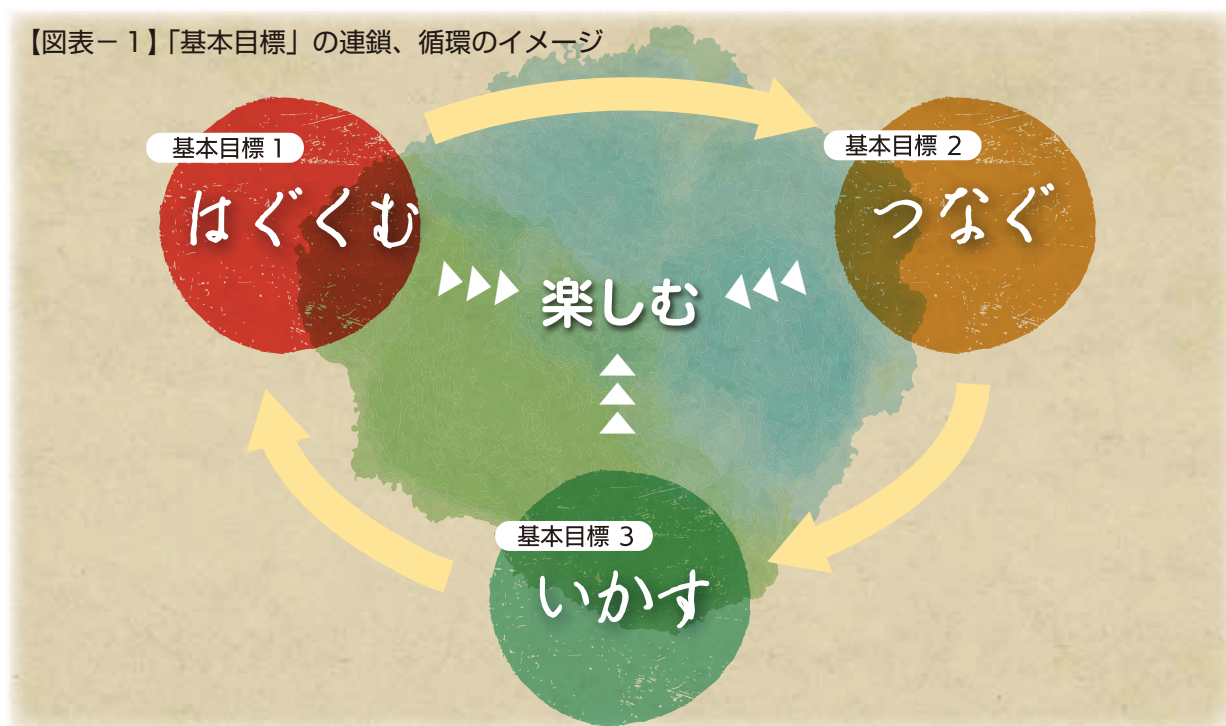


文化芸術の持つ力を観光など広くまちづくりに活かし、

「新たな価値が実感できるまち」

を目指します

【図表－1】「基本目標」の連鎖、循環のイメージ



第2章 計画策定の概要

1 計画の位置づけ

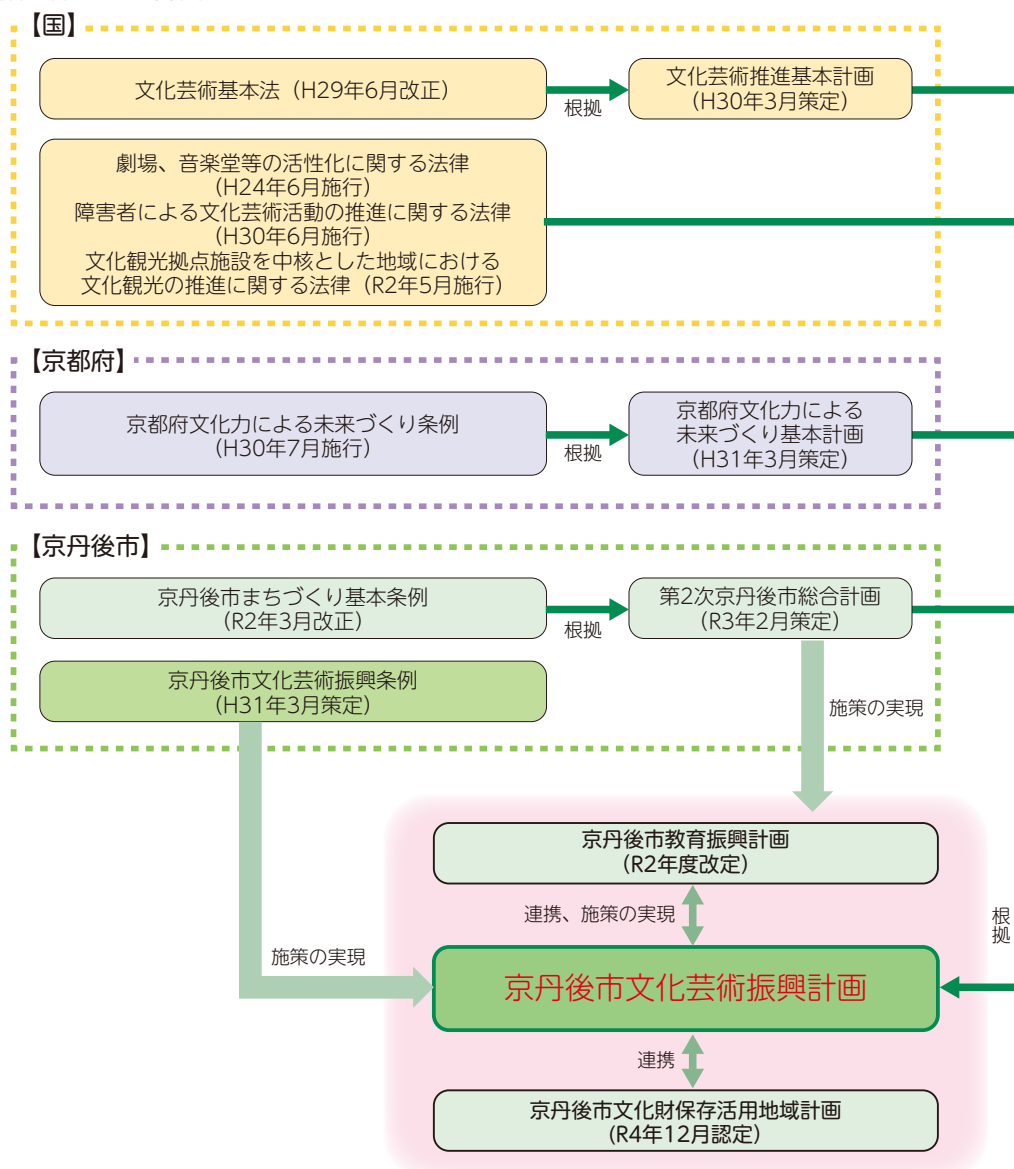
本計画は、文化芸術基本法 第7条の2第1項に規定する地方文化芸術推進基本計画として策定します。京丹後市の文化政策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものです。

また、「第2次京丹後市総合計画」を上位計画とし「京丹後市教育振興計画（令和2年度改定版）」の実施計画の一つとして位置づけます。

平成31年3月に制定した「京丹後市文化芸術振興条例」に定める基本理念や基本的施策、平成30年6月に施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」等を踏まえた計画とし、関連する施策や個別計画と有機的な連携を図ります。

【図表－2】計画体系図

＜関係法令・上位計画＞



2 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度（2023年度）から令和14年度（2032年度）までの10年間とします。

また、毎年、計画の進捗状況等を確認し、計画の前半期が終了する5年目に計画全体の検証を行い、見直しを図ることとします。

【図表－3】計画期間

図表-3】計画期間

(年度)

	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032
国	文化芸術推進基本計画 (第1期) H30～R4													
府	京都府文化力による未来づくり基本計画 H31～R5													
京丹後市	第2次京丹後市総合計画 H27～R6					【次期】京丹後市総合計画 R7～R16 (予定)								
	H29から京丹後市教育振興計画を 京丹後市教育大綱に位置付け			京丹後市教育大綱 R4年7月策定			【次期】京丹後市教育大綱 (予定)							
	京丹後市教育振興計画 H27～R6					【次期】京丹後市教育振興計画 R7～R16 (予定)								
	京丹後市文化芸術振興計画 R5～R14													
					京丹後市文化財保存活用地域計画 R4年12月認定 R5～R9					【次期】京丹後市文化財保存活用地域計画 R10～R14 (予定)				



3 対象とする文化芸術の範囲

本計画で対象とする文化芸術の範囲は、文化芸術基本法（第8条から第14条まで）に示される範囲とします。この範囲には、「丹後王国」の象徴ともされる古墳など数々の遺跡、市内に数多く残る祭り・習慣・方言などの歴史文化、文化的景観も含まれます。

さらに、京丹後の魅力を最大限に活かすため、自然遺産、観光、福祉、ものづくり産業、まちづくりなどを含めた多様な活動と文化芸術との連携を図ります。

【図表－4】文化芸術の範囲

芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（メディア芸術を除く）
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く）
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽
出版物等	出版物及びレコード等
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する活動

出典：文化芸術基本法

※参考（文化芸術基本法 第2条第10項）

文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

第3章 文化芸術を取り巻く状況

1 社会の動向

(1) 文化芸術関係法令、計画等の動向

① 国の関係法令、計画

ア 文化芸術基本法＜平成29年（2017年）施行＞

国においては、心豊かな生活や活力ある社会の実現のためには文化芸術振興が重要であるとし、平成13年に文化芸術振興基本法が制定されました。

平成29年に改正・施行された文化芸術基本法は、文化財の保護や芸術文化の振興などこれまでの文化芸術振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などの関連分野における施策も範囲として取り込み、文化芸術によって生み出されるさまざまな価値を活用しようとする方向となりました。また、地域の実情に即した文化芸術の振興に関する計画を策定することを地方公共団体に努力義務として規定しています。

イ 文化芸術推進基本計画＜平成30年（2018年）策定＞

今後の文化芸術政策の目指すべき姿や5年間（平成30年から令和4年）の基本的な方向性を示す文化芸術推進基本計画（第1期）は、文化芸術の「多様な価値」を、文化芸術の継承、発展・想像に活用・好循環させ「文化芸術立国」の実現を目指すとともに、文化芸術をとおして多様な価値観を尊重し他者と相互理解を深めることが重要としています。

ウ 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律＜平成24年（2012年）施行＞

劇場、音楽堂等の活性化や実演芸術の振興を図ることにより、心豊かな生活や活力ある地域社会の実現を目指します。

エ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

＜平成30年（2018年）施行＞

障害のある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進することを目的とした法律であり、施設のバリアフリー化や情報保障など障害のある人が文化芸術を鑑賞しやすくする取組や、作品を発表できる機会の確保、著作権の保護、高い評価を受けた作品の販売・発信に関する支援などの取組が期待されています。

オ 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律
＜令和2年（2020年）施行＞

地域のさまざまな文化資源を磨きあげることで文化についての理解を深める機会を充実させ、これによる国内外からの観光旅客の来訪を促進することにより、文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を生み出すことが求められています。

② 京都府の条例、計画

ア 京都府文化力による未来づくり条例＜平成30年（2018年）施行＞

京都府においては、文化力による未来づくりに関する取組を総合的に推進し、心豊かでより質の高い府民生活及び各地域の活性化を実現するために、「京都府文化力による未来づくり条例」が制定されました。

イ 京都府文化力による未来づくり基本計画＜平成31年（2019年）策定＞

京都府においては、平成31年に「京都府文化力による未来づくり基本計画」が策定され、文化活動を担う人づくりや文化の保存・継承だけでなく、文化が持つ力が暮らしのさまざまな場面で生かされるよう取り組むことが必要とされています。

③ 京丹後市の条例

ア 京丹後市文化芸術振興条例＜平成31年（2019年）＞

京丹後市においては、平成31年度に、文化芸術に関する施策に関し、市の責務などを明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな市民生活の実現と文化の薫り高いまちづくりに寄与することを目的に施行されました。

（2）社会を取り巻く状況

① ICTを活用した利便性の向上

ICT※1は情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称です。

文化芸術分野においては、文化的資源を保存・蓄積・継承することだけでなく、施設情報などのデータベース化、作品のデジタルアーカイブ化などへの試みがなされています。また、情報発信においても、ICTやSNS※2の活用が大きく進展しています。

※1 ICT：情報・通信に関する情報通信技術（Information and Communication Technology）の総称

※2 SNS：インターネット上の交流を通じて社会的ネットワークを構築するサービスのこと。

Facebook や Twitter、LINE 等が代表的。（Social Networking Service）の総称

② SDGsとウェルビーイングの実現

SDGs※3とは『「誰も置き去りにしない」世界を目指す17の共通目標』のことであり、2030年をひとつのゴールとして持続可能な世界を実現するための17の目標をみんなで目指し、「持続可能な世界」を実現しようというものです。

京丹後市は、SDGsの達成に向けて優れた取組を提案する都市として、令和3年に「SDGs未来都市」に選定されました。文化芸術の分野においても「持続可能な社会の発展」に貢献することが求められています。

あわせて、ウェルビーイング※4な地域社会を実現し、誰もが幸福感を感じることでできる市民総幸福のまちづくりに向け、家庭、職場、地域での活動や取組を見つめ直し、それらを持続可能なものへ転換していかなければなりません。



③ ポストコロナ時代の文化芸術

長引くコロナ禍により、文化芸術に関する発表・活動・鑑賞などの機会が減少し、市民の文化芸術活動や文化芸術を職業としている個人、事業所などに大きな影響が及んでいます。

適切な感染拡大防止対策を講じながら、文化芸術活動を行うことによって、生活への活力を取り戻すことが再認識されています。

※3 SDGs：持続可能な世界を実現するための開発目標（Sustainable Development Goals）の総称

※4 ウェルビーイング：個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。

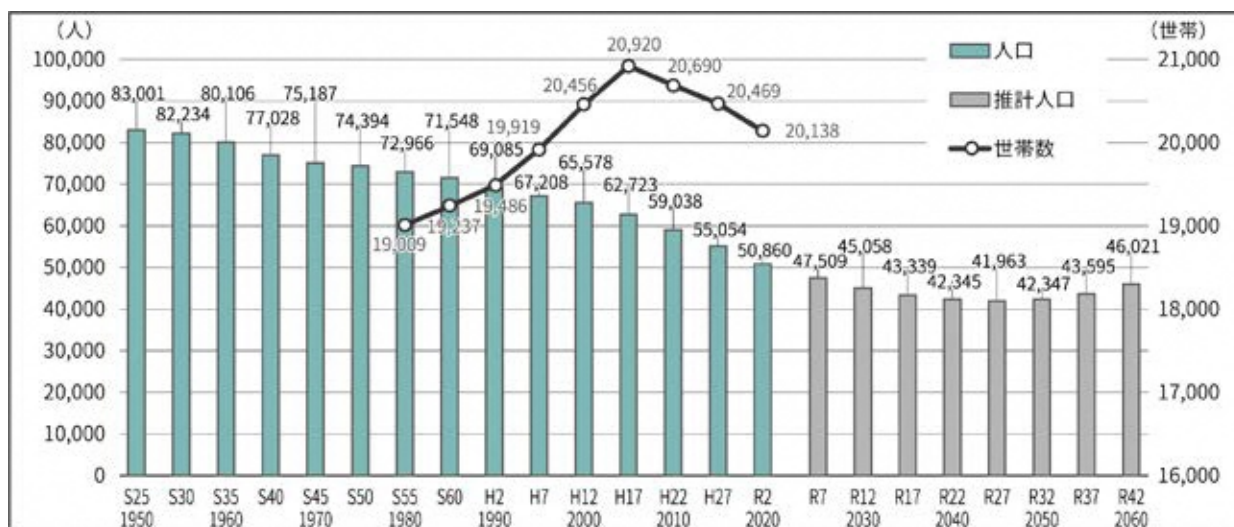
2 文化芸術の現状

(1) 本市の概況

京丹後市は平成16年4月に、峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町、久美浜町が合併し市制を施行しました。

京都府北部の日本海に面する位置にあり、ユネスコ世界ジオパークに認定された山陰海岸ジオパークの美しい海岸線や豊かな自然、「丹後王国」に端を発する長い歴史を持っています。

【図表－5】京丹後市の人口・世帯数の推移と将来推計人口



出典： 国勢調査、京丹後市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和4年7月改定）より作成。

注）人口及び世帯数は各調査年10月1日現在の値。平成12年（2000年）度以前は、該当地域の合計値。

京丹後市の人口は、令和22年（2040年）には、42,345人に減少すると推計されています。

人口減少の進行は、若年層を中心とした「大都市圏への転出」が主因であると考えられます。また、少子高齢化社会も進んでいる状況にあります。

地域の活力の維持のためには、持続可能な地域づくり（新たな地域コミュニティ）を推進し、さらに、人口減少に歯止めをかけるためには、若年層の移住・定住を促進していくことが重要であり、ひとが訪れ、住み続けたいと思えるようなまちづくりを昂然たる展望をもって、力を合わせて積極的かつ速やかに取り組むことが求められています。

また、京丹後市多文化共生推進プランに基づき、外国人の移住・定住を推進するとともに、国籍・民族・文化などの違いを認め合い、共に暮らすことのできる社会の実現を進める必要があります。

(2) 文化芸術の活動

① 市の取組

平成16年の京丹後市の発足に伴い、市の文化芸術施策は「京丹後市総合計画」及び「京丹後市教育振興計画」などに基づき、本市固有の資源である歴史文化を活用したまちづくりを進めてきました。平成31年には京丹後市文化芸術振興条例を制定し、本市の文化芸術の取組をより一層進めています。

歴史文化を次世代に継承し、市民が文化芸術に親しむ機会を充実させるとともに、市民が行う文化芸術活動を支援するなど、だれもが文化芸術を楽しめる環境整備に取り組んでいます。

ア 文化芸術の活動の機会の確保

事業名／事業概要	年度
・おとまち響きプロジェクト 街角や公共施設など身近な場所でのピアノ演奏など音楽環境創出	R4～
・アーティストインレジデンス事業 京都:Re-Search 2018 in 京丹後・大京都 2019 in 京丹後 大京都芸術祭 2020 in 京丹後・ALTERNATIVE KYOTO 2021 in 京丹後 芸術家が一定期間滞在しながら創作活動や交流を行うプログラム	H30～R3
・第26回国民文化祭・京都2011 H23年10～11月「ここを整える～文化発心～」をテーマに実施 小町ろまん短歌大会が主催事業として参加	H23
・文化庁「文化芸術による子供育成総合事業」 小・中学校において一流の文化芸術団体による実演芸術の巡回公演	H22～

イ 文化芸術団体、地域団体への支援

事業名／事業概要	年度
・京丹後市韓哲・まちづくり夢基金事業補助金 “市民等の夢の実現を後押し”するための企画公募型補助金	H29～
・京丹後市文化協会運営支援 市内の文化団体の活動や総合文化祭などの実施を支援	H21～
・京丹後文化のまちづくり実行委員会運営支援 市民が企画・参加する文化芸術の薫り高い公演等の企画実施を支援	H17～
・丹後文化事業団運営支援 丹後文化会館を拠点とした、文化芸術活動の推進を支援	H16～
・市内少年少女合唱団運営支援 合唱団の活動を支援	H16～
・京丹後市指定文化財等補助金 文化財を後世に伝えるため、所有者が行う修理等への補助金	H16～

ウ 次世代への継承・学習活動

事業名／事業概要	年度
・文化財デジタル図書室（デジタルライブラリー） 文化財に関する副読本やパンフレットなどを市ホームページで紹介	H31～
・京丹後市高齢者大学 学習活動を通じた仲間づくり、生きがいくくり、健康づくりの推進	H25～
・市指定文化財一覧（デジタルミュージアム） 市内の指定文化財を市ホームページで紹介	H19～
・丹後学 市内小中学校で丹後の歴史文化、産業について学ぶ教育モデル	H17～
・京丹後史博士育成講座 丹後地域の歴史を探究する講座。受講回数によって認定書を交付	H17～
・地域公民館による各種文化事業 お作法教室、陶芸講座、花とグリーン講座、丹後ちりめん講座など	H16～

エ 文化芸術に関する情報発信等

事業名／事業概要	年度
・京丹後市民民れんけい推進本部アドバイザーの設置 文化芸術戦略アドバイザー 榎木孝明氏 文化国際交流アドバイザー 田中彩子氏	R2～
・広報京丹後、広報京丹後おしらせ版の発行（月1回）	
・地域公民館だよりの発行（年6回程度）	
・市ケーブルテレビ、市防災行政無線放送、市ホームページ、市SNS	

② 市民団体などによる取組

ア 京丹後市文化協会の取組

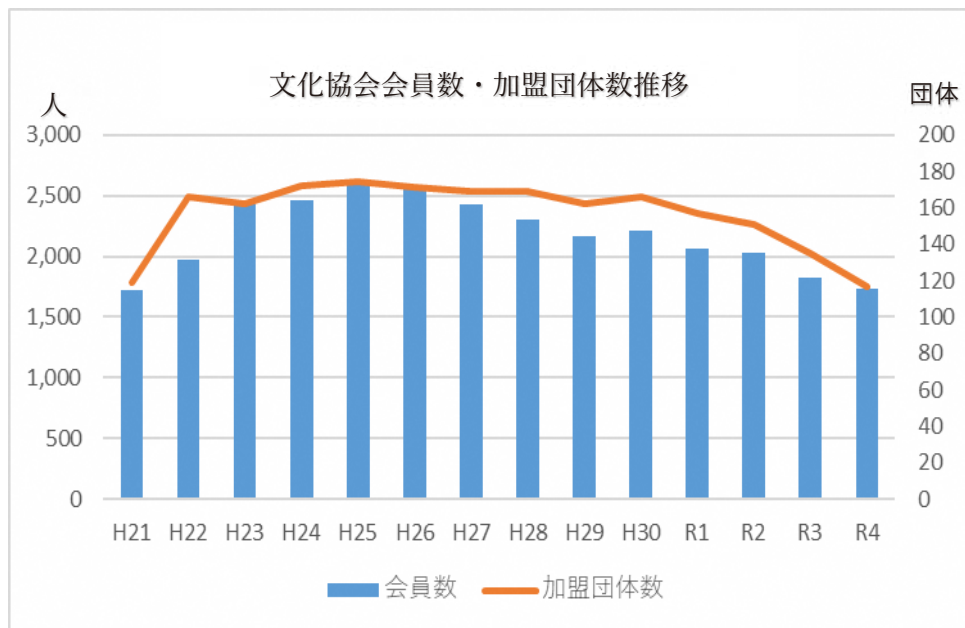
平成21年、各種文化団体及び個人の文化活動を支援し、地域文化の発展と向上に寄与することを目的に、峰山町文化団体協議会、大宮町文化協会、京丹後市網野文化協会、丹後町文化協会、弥栄町文化協会、久美浜町文化協会が統合し京丹後市文化協会を設立。

例年、京丹後市総合文化祭（総合作品展、舞台芸能祭）、加盟団体PR発信事業、指導者研修会、サークル体験講座を開催するほか、各町域の支部ごとでも、地域文化祭などの事業にも取り組んでいる。

近年は、会員の高齢化に伴う加盟団体数の減少や、新型コロナウイルス感染拡大のため予定通りの事業が開催できないこともあったが、代替事業や新規事業を計画し、市民の芸術鑑賞機会や自主的な活動の場を提供している。

令和4年4月現在 団体数117団体、会員数1,730人

【図表－6】文化協会会員数と加盟団体数推移



京丹後市文化協会 舞台芸能祭

イ 京都府丹後文化事業団の取組

昭和54年に、「芸術・文化の創造活動を奨励・育成し、優れた芸術文化の公開を行い、京都府並びに丹後地域における豊かな文化の振興と普及の役割を果たす」ことを目的として設立。

本市の文化芸術の拠点施設である「京都府丹後文化会館」の管理運営のほか、多様な文化公演及び映画上映などに取り組み、質の高い文化芸術の鑑賞機会を提供している。

また、文化活動への市民参加と後継者育成の機会として「京都府次世代育み事業」等を実施し丹後地域の創造的な文化・芸術活動の活性化を図るとともに、広域的な文化交流事業として「丹後文化芸術祭」を実施するなど丹後地域における豊かな文化の振興及び普及に努めている。



アルフレット・ハウゼンタンゴオーケストラ公演

ウ 京丹後文化のまちづくり実行委員会の取組

平成17年に、文化芸術活動の振興を通して地域の交流を深め、文化の薫り高い故郷のまちづくりに寄与することを目的として設立。

オペラ「フィガロの結婚」(H17)、丹後観世能と狂言(H17)、市民で作る第九コンサート(H22)、市民手づくりミュージカル「サイラス・マーナー」(H25)、京丹後郷土芸能祭「丹後の祭り」(H27～30)、人形劇おやこ劇場(R元～3)、「廃校になった学校の校歌保存事業」(H31～)、「郷土芸能・伝統行事のデータベース化事業」(H21～)などの事業を行っている。



市民で作る第九コンサート



人形劇おやこ劇場

エ 関係団体の取組

さまざまな団体が主体的に文化芸術に触れる機会を提供しています。

※一例

主な取組（平成16年以降）	主催団体	年度
田中彩子ソプラノリサイタル	田中彩子京丹後公演実行委員会	R3
親子でダンス体験	青少年健全育成会	R3
三津の灯台 50周年記念イベント 三津のちいさな芸術祭	三津の灯台アートプロジェクト実行委員会	R3～
みんな知ってそうで誰も知らない音	京丹後青年会議所	R2
田中彩子モノオペラ「細川ガラシャ」京丹後公演	田中彩子モノオペラ「細川ガラシャ」京丹後公演実行委員会	R2
丹後吹奏楽団定期演奏会	丹後吹奏楽団	H元～
坂東玉三郎京丹後特別舞踊公演	坂東玉三郎京丹後公演実行委員会	H28～
丹後ミュージカル「乙姫ものがたり」	京都府・京都府丹後文化事業団	H30
こまねこまつり	こまねこまつり実行委員会	H28～

主な取組（平成16年以降）	主催団体	年度
在日米陸軍軍楽隊演奏会、クリスマス音楽会、国際理解教育ハロウィン・イースターエッグハント	京丹後市国際交流協会	H27～
たんたん能 in 京丹後	たんたんのうのう会	H25～
小町ろまん全国短歌大会	京丹後市短歌協会	H16～ R3



親子でダンス体験



小町ろまん全国短歌大会

（3）本市の文化的資源などの概況

① 芸術

本市出身の画家 小牧源太郎氏は日本のシュルレアリスム※5 の代表画家として、上前智祐氏は具体美術協会に在職した現代美術の画家として、大きな功績を残しています。

近年は芸術作品の創作の場を求めて京丹後市に移住し、国内外で活躍するアーティストが増え、地域でアートイベントなどが盛んに開催されています。

② 歴史文化

市内には、国内最大級の赤坂今井墳墓や、日本海側最大の網野銚子山古墳など数多くの遺跡があり、弥生時代から古墳時代に「丹後王国」が存在したと提唱されています。

また、数多くの伝説・伝承が残っています。代表的なものとして「鬼退治伝説」や「浦島伝説」、時代を超えた女性の伝説・伝承として、「静御前」「細川ガラシャ夫人」「羽衣天女」「小野小町」「間人皇后」「乙姫」「川上摩須郎女」の7人の姫物語「京丹後七姫伝説」があります。このほか、神話の時代と丹後を結びつける伝説・伝承として、豊受大神、天宇受売命と同一神とされる大宮売神、垂仁天皇のお后である「ヒバスヒメの物語」等があります。

※5 シュルレアリスム：超現実主義と訳される。1924年、フランスの詩人ブルトンの『シュルレアリスム宣言』によって開始された文学・芸術上の運動及びその思想・方法など

③ 民俗芸能

本市の民俗芸能は、中世の風流の古態を偲ばせるような芸能（「野中の田楽」、「黒部の踊子」ほか）や、笹ばやし（「丹波の芝むくり」、「周枳の笹ばやし」）、三番叟（「五箇の三番叟」、「甲坂の三番叟」など各地に分布）、獅子神楽（大宮町、峰山町、弥栄町を中心に分布）、太刀振り（大宮町、峰山町を中心に分布）のほか、「大山の刀踊り」、「須田の奴振」などがあります。



弥栄町 野中の田楽



峰山町 丹波の芝むくり

④ 食文化

「丹後国風土記」の逸文に記された万病に効く酒を造った羽衣天女の伝説は、丹後の美味しい酒造りの源流とも言えます。このほか、稲作発祥の地と伝わる「月の輪田」、果物やお菓子作りにまつわるタジマモリとの関わりを伝える売布神社など食に関する伝承が多く残っています。

豊かな自然がもたらす食に恵まれ、食味ランキングで「特A」を何度も獲得している「丹後コシヒカリ」のほか、「京たんご梨」「京丹後メロン」などの果物、「間人ガニ」「久美浜かき」「丹後ばらずし」「はばご飯」「へしこ」「地酒」など、食の魅力にあふれています。また、こうした風土に根差した食文化は、百歳長寿を支えるものとして注目されています。豊かな自然がもたらす食材を使った数々の郷土料理に加え、食材を保存する知恵や、食材を無駄なく使いおいしく食べる調理法など、暮らしの中に食文化が息づいています。

⑤ 文化的景観・自然遺産

ユネスコ世界ジオパークに認定された「山陰海岸ジオパーク」に市全域が含まれており、「立岩」や「屏風岩」に代表される奇岩や国指定天然記念物の「郷村断層」など、貴重で特色ある地質遺産が各地に存在します。

海岸線のすべてが国立公園または国定公園に指定されており、経ヶ岬から「丹後松島」、「屏風岩」、「立岩」へと続く海岸景観、国の天然記念物及び名勝に指定される「琴引浜」、夕日の名勝として知られる「夕日ヶ浦」、北近畿随一のロングビーチが約8kmも続く小天橋～浜詰海岸（丹後砂丘）、かぶと山山頂から絶景が望める「久美浜湾」などが有名です。山地には北近畿最大級のブナ林など緑豊かな風景が広がっています。海岸線を中心に40ヵ所の温泉に恵まれ、温泉宿、日帰り温泉とも充実しています。



かぶと山の山頂から望む久美浜湾



丹後町 立岩

⑥ 地場産業

織物の歴史が深く、正倉院（奈良市）には、奈良時代に丹後で作られた絹布「あしぎぬ」が残されているほか、江戸時代の絹織物「丹後ちりめん」発祥の地で、絹織物の生産量は日本一を誇ります。地場産業である丹後ちりめんを中心とした数々の文化財やストーリーは、「300年を紡ぐ絹が織り成す丹後ちりめん回廊」として、「日本遺産」に認定されています。

また、ものづくりの高い技術力を誇る「機械金属産業」が集積し、ハイテクゾーンを構成しており、製鉄炉などが発見された「日本最古級の製鉄コンビナート」と呼ばれる遠處遺跡は、現在の機械・金属業の源流とも言えます。

（４）公共施設の状況

公共施設の多くは、平成16年の市町村合併以前に建設されたものであり、旧町の歴史や伝統を背景にもった特色ある施設が市内に点在している状況です。

峰山町、丹後町、弥栄町の各地域公民館、大宮町のアグリセンター大宮は、各町のコミュニティ活動、文化活動の拠点として多くの市民に利用されています。

また、歴史資料、自然資料を収蔵、公開する京丹後市立郷土資料館、丹後古代の里資料館、琴引浜鳴き砂文化館や、峰山林業総合センター（ウッディいさなご）、いさなご工房、大宮ふれあい工房、久美浜「豪商稲葉本家」などの陶芸や染色が体験できる文化施設など、多彩な施設を有するほか、学校再配置により閉校となった学校跡施設もあります。

なお、多くの施設は経年劣化により老朽化が進んでおり、大規模改修が必要な施設もあります。施設の役割や位置づけなどを総合的に勘案し、既存施設のさらなる活用を図るとともに、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進が求められています。

【京丹後市内の貸館等施設数】

施設種別	施設数
生涯学習施設・コミュニティ拠点施設	30
体験施設	3
図書館・図書室	6
資料館・美術館等	6
文化会館	1
閉校施設（学校跡施設）	14
その他（京都府施設など）	3

※詳細は資料編「京丹後市貸館等施設一覧表」参照

（５） 京都府丹後文化会館

昭和55年（1980年）3月、丹後地域における文化創造の場として、また、芸術振興の拠点として芸術・文化を愛する人々の交流を深め、より豊かな人間生活の向上に寄与することを目的に建設されました。

長く市民に親しまれていますが、建築から42年が経過し、施設・設備の老朽化、バリアフリー化などの課題があるため、京都府北部全体の中核施設として、今後のあり方や機能などについて見直し、整理していくことが求められています。

【施設概要】

施設	概要
ホール	収容人数1,000人（固定席760席）
練習場	和室1室、洋室2室
楽屋	4室

【図表－７】丹後文化会館の利用状況



出典：京都府丹後文化事業団決算資料



京都府丹後文化会館

(6) 公共のギャラリー

施設名	概要／所在地
野村克也ベースボールギャラリー	野村克也氏ゆかりのトロフィーや楯などの寄贈品を展示／網野町
松本重太郎ギャラリー	日本の産業革命の時代を切り拓いた松本重太郎氏の紹介／丹後町



野村克也ベースボールギャラリー



松本重太郎ギャラリー

(7) 民間の美術館（京都府ミュージアム連携ネットワーク加盟施設）

施設名	概要／所在地
和久傳ノ森 森の中の家 安野光雅館	画家、絵本作家である安野光雅氏の作品を展示、建築は安藤忠雄氏／久美浜町
ヒカリ美術館	「火」と「光」をテーマにした作品を展示／網野町

3 アンケート調査結果

京丹後市文化芸術振興計画を策定するにあたり、市民の文化芸術活動や文化芸術に関する意向を把握し計画策定の基礎資料とするため、市民アンケート調査を実施しました。

(1) 調査概要

■調査名 文化芸術に関する市民アンケート

■調査時期 令和3年7月～8月

■調査対象及び人数

ア 市民調査 : 20歳から79歳の京丹後市民2,000人

イ 団体調査 : 文化協会加盟団体、公共施設利用団体など150団体

ウ 高校生調査 : 市内高等学校に通学する高校2年生370人

■回収結果 (回収率)

ア 市民調査 : 714人 (35.7%)

イ 団体調査 : 116団体 (77.3%)

ウ 高校生調査 : 338人 (91.4%)

(2) 調査結果 (抜粋) 調査結果 (全体まとめ) は資料編 (p40～p60)

問 京丹後市の文化芸術振興が目指すべき将来像について考えに近いものは。

(複数回答) 総回答者数 : 市民 714 人、高校 338 人

将来像「市民が生き生きと文化芸術活動に親しむまち」がトップ。

40代から70代で「市民が生き生きと文化芸術活動に親しむまち」がトップ。「文化芸術と産業や観光などが連携するまち」はどの世代も2～3番目に多い。高校生では、「イベント等の参加者が多いにぎわいのあるまち」がトップとなった。

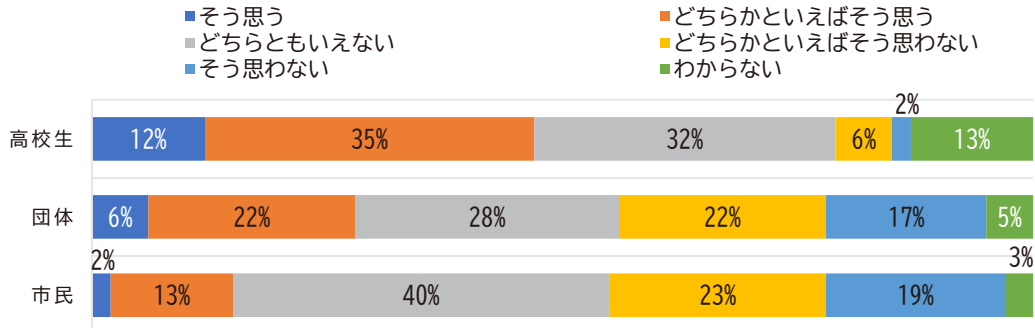
	高校生	20代	30代	40代	50代	60代	70代	総数
市民が生き生きと文化芸術活動に親しむまち	132 26%	19 4%	33 6%	56 11%	71 14%	95 19%	100 20%	506 100%
文化芸術と、産業や観光などが連携するまち	94 22%	20 4%	33 8%	53 12%	68 16%	77 18%	84 20%	429 100%
市民が地域文化に愛着を持ち誇りに思うまち	120 7%	24 5%	32 7%	54 12%	51 12%	76 17%	92 20%	449 100%
文化財や歴史・自然遺産が保存し活用される趣深いまち	95 24%	17 4%	26 7%	48 11%	67 17%	80 20%	68 17%	401 100%
イベント等の参加者が多いにぎわいのあるまち	139 31%	15 3%	36 8%	51 12%	56 13%	70 16%	75 17%	442 100%

問 京丹後市の文化的環境に満足しているか。

総回答者数：市民 714 人、高校生 338 人、団体 116 団体

現在の京丹後市の文化的環境に「満足」市民で2%

京丹後市の文化的環境に「満足」と回答したのは2%にとどまった。「どちらかといえばそう思う」を含めても全体の15%にとどまる。

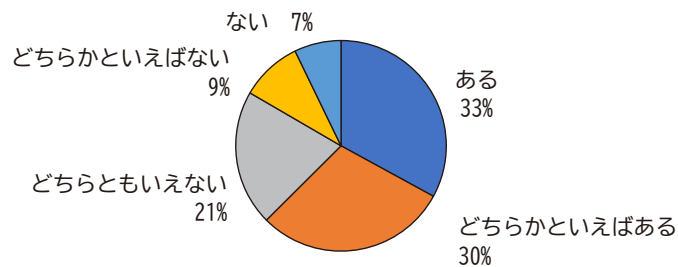


問 優れた文化芸術を鑑賞することや文化芸術活動を行うことについて

興味や関心があるか。総回答者数：市民 714 人、高校生 338 人

文化芸術活動 興味や関心が「ある」63%

「興味関心がある」と答えた人は33%、「どちらかといえばある」と答えた人は30%にのぼり、半数を超える。どの年代も5〜6割が「興味関心がある」と答えている。

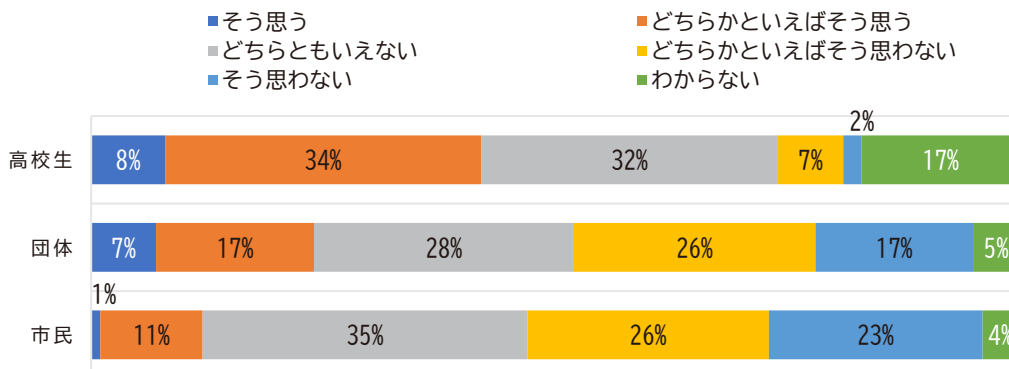


問 京丹後市は文化的な公演やイベントが多くあると思うか。

総回答者数：市民 714 人、高校生 338 人、団体 116 団体

「そう思う」「どちらかといえばそう思う」合わせて12%

「京丹後市は文化的な公演やイベントが多くある」と答えた人は、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」を合わせて12%にとどまった。



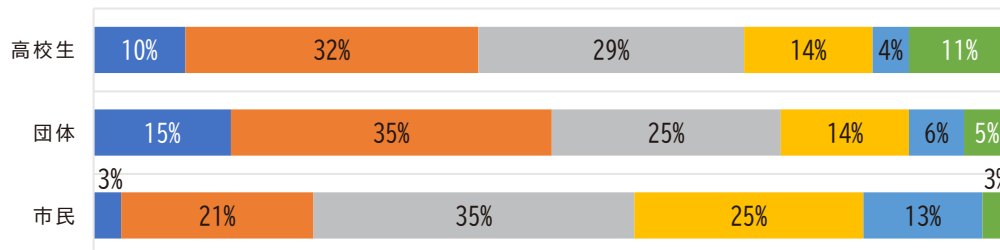
問 京丹後市の文化芸術に関する情報を身近に得ることができるか。

総回答者数：市民 714 人、高校生 338 人、団体 116 団体

「身近に得られる」24%

「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人は市民で24%、団体で50%、高校生で42%となった。

- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- どちらともいえない
- どちらかといえばそう思わない
- そう思わない
- わからない



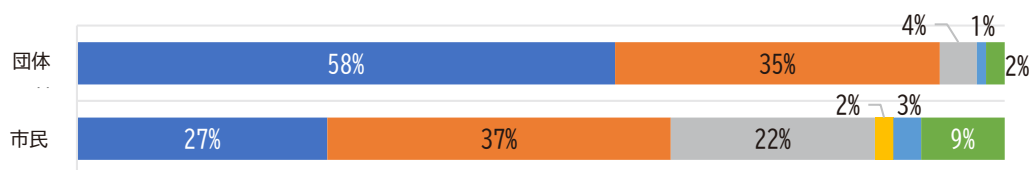
問 京都府丹後文化会館は京丹後市の文化芸術振興に欠かせない施設か。

総回答者数：市民 714 人、団体 116 団体

「欠かせない」市民64% 団体93%

特に団体で「欠かせない施設」との声が多く、維持修繕を望む意見が多い。

- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- どちらともいえない
- どちらかといえばそう思わない
- そう思わない
- わからない

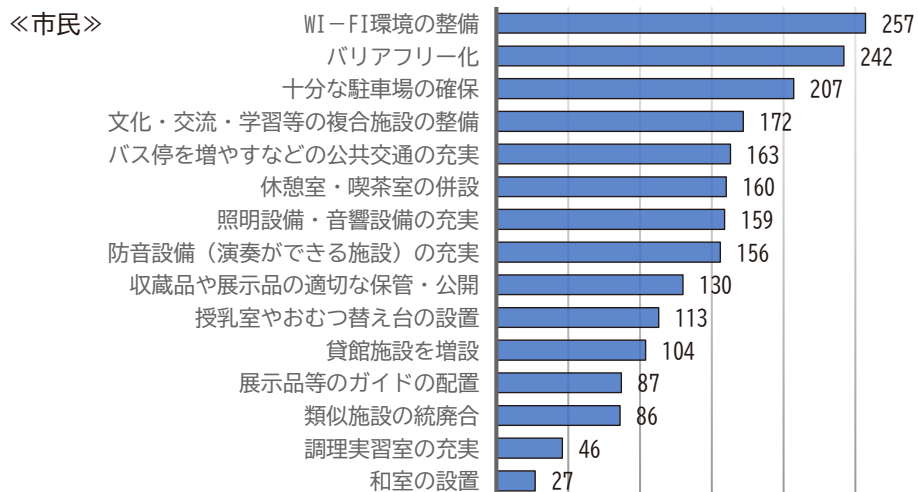


問 京丹後市内の文化芸術関連施設に必要と思われるものは。

(複数回答) 総回答者数：市民 714 人

「Wi-Fi環境」「施設のバリアフリー化」望む声多く。

市民では「Wi-Fi環境の整備」「バリアフリー化」を望む声が多い結果となった。



4 文化芸術の課題

アンケート調査の結果や審議会などでの意見を踏まえ、本市の文化芸術振興における課題は大きく分けて次の6つがあると考えられます。

1 文化芸術の鑑賞や活動の機会が少ない

- (1) 質の高い作品を鑑賞・体験する場所や機会が少ない
- (2) 日常的な文化活動、創作活動を行う場所や機会が少ない
- (3) 子どもの頃に文化活動をしていても成人後の継続した活動につながっていない
- (4) コロナ禍による文化活動への影響が顕在化、長期化している

2 指導者・後継者などの人材が不足している

- (1) 専門的に活動する人材や指導できる人材が不足している
- (2) 指導者などに関する人材情報が整理、活用されていない
- (3) 若年層の流出等により、活動を支える人材が不足している

3 使いやすい施設、必要な機能が不足している

- (1) 貸館施設などは老朽化した施設が多く、また各種文化活動に必要な機能やバリアフリーなどの設備が不十分である
- (2) 公共施設、学校跡施設など使用できる施設が十分に利活用されていない
- (3) 中核施設である丹後文化会館の老朽化が進行する中、今後のあり方などを早急に整理する必要がある
- (4) 市の中心に位置する図書館の整備が求められている

4 伝統文化や文化的資源などの継承が困難となっている

- (1) 文化的資源、文化財などの価値、魅力に対する市民の認識が低い
- (2) 子どもや若者が減少し、地域の伝統行事や民俗芸能の担い手が不足している
- (3) コロナ禍で地域の伝統行事・祭事の中止が相次ぎ、今後の継承が懸念される

5 情報が入手しづらい

- (1) 断片的な情報発信はされていても、網羅的な情報収集、発信ができていない
- (2) SNSなど、インターネットなどの活用が不十分である

6 文化的資源、文化財が十分活用されていない

- (1) 文化的資源、文化財などの価値、魅力の発信が不十分である
- (2) 文化的資源などの価値が地域の活性化、交流人口の拡大に十分活かされていない

第4章 基本方針と施策

1 基本方針と基本施策

基本理念である「文化芸術を楽しみ、人が輝く京丹後」を実現するための6つの基本方針と、基本方針を実現するための基本施策を定めます。

基本方針1 活動機会を充実させます

基本施策1 質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を創出します

基本施策2 だれもが気軽に演奏や発表ができる場を創出します

基本方針2 人材をはぐくみます

基本施策1 文化芸術に関する専門人材を配置します

基本施策2 専門的な指導者を活用します

基本施策3 次世代を担う子どもたちをはぐくみます

基本方針3 公共施設などを使いやすく整備します

基本施策1 公共施設などを使いやすくします

基本施策2 創作などができる場を増やします

基本施策3 施設間のネットワークを構築します

基本施策4 文化ホールのあり方や図書館の整備を検討します

基本方針4 次世代へ文化的資源を継承します

基本施策1 京丹後の歴史文化を次世代に伝えます

基本施策2 地域の伝統行事や民俗芸能などを次世代に伝えます

基本方針5 情報を発信します

基本施策1 イベント、行事、団体などの情報を市内外へ発信します

基本施策2 助成制度などの情報を収集し広く周知します

基本方針6 文化芸術をまちづくりに広く活かします

基本施策1 文化的資源の魅力を市内外へ発信します

基本施策2 地域・世代・国籍などを越えた交流を図ります

基本施策3 文化芸術の力を観光に活かします

2 数値目標

基本目標ごとに、下記の数値目標を定め文化芸術施策の推進を目指します。

基本 目標	指標	H30 年度	現状値 R3 年度	目標値	
				R9 年度	R14 年度
1 はぐくむ (地育)	子どもが質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会の回数	4回	4回	15回	30回
1 はぐくむ (地育)	文化芸術環境について満足と感じる人の割合	—	15%	22%	30%
2 つなぐ (地縁)	文化芸術に関する情報を身近に得ることができると感じる人の割合	—	24%	40%	50%
3 いかす (地活)	資料館、文化館の入館者数	14,730 人	8,237 人	18,300 人	18,800 人
3 いかす (地活)	市公式サイトでの文化芸術に関する情報ページの閲覧数	21,072 件	13,393 件	19,000 件	22,000 件

5



中学校でのオーケストラ鑑賞



丹後民謡のつどい

3 取組例

基本施策の具体的な取組例と推進者（市民、団体、学校、企業、行政）の連携・協力により、施策の推進に取り組みます。

基本方針 1

活動機会を充実させます

基本施策	取組例	◆は優先
基本施策 1 質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を創出します	◆ 国や府、文化活動団体と連携し、市民が身近に質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を充実 ◆ 学校などと連携し、子どもたちへ質の高い文化芸術鑑賞・体験する機会を提供	
基本施策 2 だれもが気軽に演奏や発表ができる場を創出します	◆ 公共施設や地域の集会施設などでだれもが気軽に演奏や発表できる場を提供 商業施設、民間施設などの活用による発表の場の提供 障害のある人や外国にルーツを持つ人など、だれもが文化芸術活動を行うことのできる場の提供	

基本方針 2

人材をはぐくみます

基本施策	取組例	◆は優先
基本施策 1 文化芸術に関する専門人材を配置します	◆ 人と人、人と施設をつなぐ施策のマネジメントやイベント運営、情報発信などを行う専門人材を配置 公共施設の設備管理、運営スタッフの育成	
基本施策 2 専門的な指導者を活用します	◆ 専門機関やプロの指導者、地域人材などを活用した学校の授業支援、部活動の指導 プロの指導者による地域の指導者やサークルの育成・スキルアップ	
基本施策 3 次世代を担う子どもたちをはぐくみます	◆ 地域探究学習「丹後学」などによる地域の文化、歴史、伝統芸能などの学習 ◆ 学校などと連携し、子どもたちへ質の高い文化芸術鑑賞・体験する機会を提供（再掲）	

基本方針3

公共施設などを使いやすく整備します

基本施策	取組例	◆は優先
基本施策1 公共施設などを使いやすくします	◆ 公共施設などのバリアフリー化及びユニバーサルデザインに基づいた施設整備の推進 公共施設の設備管理、運営スタッフの育成（再掲）	
基本施策2 創作などができる場を増やします	◆ 公園などの公共的な空間や学校跡施設などを活用した創作活動・発表・練習の場の提供	
基本施策3 施設間のネットワークを構築します	◆ 官民の関係施設間のネットワークを構築し、相互に連携し情報を共有	
基本施策4 文化ホールのあり方や図書館の整備を検討します	◆ 丹後文化会館など、文化ホール機能の今後のあり方について検討 ◆ 市中央図書館（仮称）の整備を検討	

基本方針4

次世代へ文化的資源を継承します

基本施策	取組例	◆は優先
基本施策1 京丹後の歴史文化を次世代に伝えます	◆ 地域探究学習「丹後学」などによる地域の文化、歴史、伝統芸能などの学習（再掲） ◆ 地域に伝わる食文化、丹後ちりめんなどの伝統産業、方言、生活文化を体験する機会を提供 郷土資料館や丹後古代の里資料館など文化施設を活用した学習機会の提供 生涯学習や地域コミュニティの活動として、地域の歴史文化を学ぶ機会を提供	
基本施策2 地域の伝統行事や民俗芸能などを次世代に伝えます	◆ 地域の祭りなど伝統行事を継続するための取組 ◆ 伝統行事や民俗芸能などの調査及び映像記録の作成 子どもたちが地域の伝統行事や民俗芸能を学ぶ機会を提供 「新たな地域コミュニティ」など地域間の連携による担い手の確保	

基本方針5 情報を発信します

基本施策	取 組 例	◆は優先
基本施策1 イベント、行事、団体などの情報を市内外へ発信します	◆ 市内で行われるイベント、祭事などの行事、団体の活動状況、人、地域資源などの情報を一元的に収集し、データベース化を行い情報発信 ◆ 広報紙、各メディア、webサイト、SNSなど、あらゆる媒体を活用したわかりやすく効果的な情報発信	
基本施策2 助成制度などの情報を収集し広く周知します	◆ 市をはじめ国、府、各種団体などが実施する助成制度などの情報を収集、周知	

基本方針6 文化芸術をまちづくりに広く活かします

基本施策	取 組 例	◆は優先
基本施策1 文化的資源の魅力を市内外へ発信します	◆ 地域に伝わる伝統行事、史跡、伝承などを観光資源として、市内外へ情報発信 ◆ 文化芸術イベントや文化施設について市内外へ情報発信	
基本施策2 地域・世代・国籍などを超えた交流を図ります	◆ 観光客や訪日外国人などを対象に伝統行事や生活文化などを鑑賞・体験できる事業を支援 文化芸術活動に携わる人の滞在や移住に関する支援を行うことによって、文化芸術をとおした新たなコミュニティを形成	
基本施策3 文化芸術の力を観光に活かします	◆ 山陰海岸ジオパークなどの自然や文化的景観、歴史文化などを活用した観光の促進 ◆ 織物業や、機械金属業など、地場産業を活かした産業観光の促進	



第5章 推進のために

1 推進体制

京丹後市の文化芸術を担い楽しむ主体となるのは、市民です。

だれもが文化芸術に親しみ、豊かで活力ある生活が送れるよう、市民、団体、行政などが相互に連携し、一体となって文化芸術によるまちづくりに取り組みます。

なお、計画を適正かつ効果的に推進するため、市民、文化芸術団体、市などで構成する「文化芸術実践会議（仮）」を組織することを検討します。

あわせて、丹後地域や、但馬地域など北近畿エリアにおける連携、交流を進めます。

（1）市民

自らが文化芸術活動の担い手として、また支援者として、さまざまな文化芸術活動に関わることで、文化芸術の振興を担います。

また、文化芸術活動に親しみ、楽しむことによって、豊かで活力ある生活につながるとともに、互いに理解し、尊重し、交流の輪を広げ、文化芸術の振興に努めます。

（2）文化芸術団体

市文化協会や丹後文化事業団をはじめとする各団体は、自主的な文化芸術活動とおして市民の活動を推進、支援します。また、創造的な活動の中から新しい価値や魅力を創出し、文化芸術の担い手となり、継承します。

（3）学校

小・中学校においては、地域探究学習「丹後学」を中心に、地域の文化、歴史、伝統芸能などについての学習を進め、地域に愛着と誇りを持った、次世代の担い手を育成します。また、中学校における文化部活動の推進により、生徒が主体的、意欲的に文化芸術活動に親しみ、学習意欲の向上や、資質・能力の育成に資するものです。

さらに、市内高等学校との連携・協力を図るとともに、芸術文化観光専門職大学（豊岡市）との連携により、専門的な知見を取り入れます。

（4）企業

市内の企業や事業所は、企業活動の一環として、社員などが地域のお祭りやイベントへの参加や、市民の文化芸術に対する支援や質の高い文化芸術に触れる機会の提供など、文化芸術の振興に協力します。

（5）行政

市は、文化芸術事業の実施や市民による文化芸術活動への支援をはじめ、本計画に基づく文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、京丹後の魅力を最大限に活かすため、観光、福祉、ものづくり産業、まちづくりなど、さまざまな分野と文化芸術との連携を図ります。

2 進捗管理

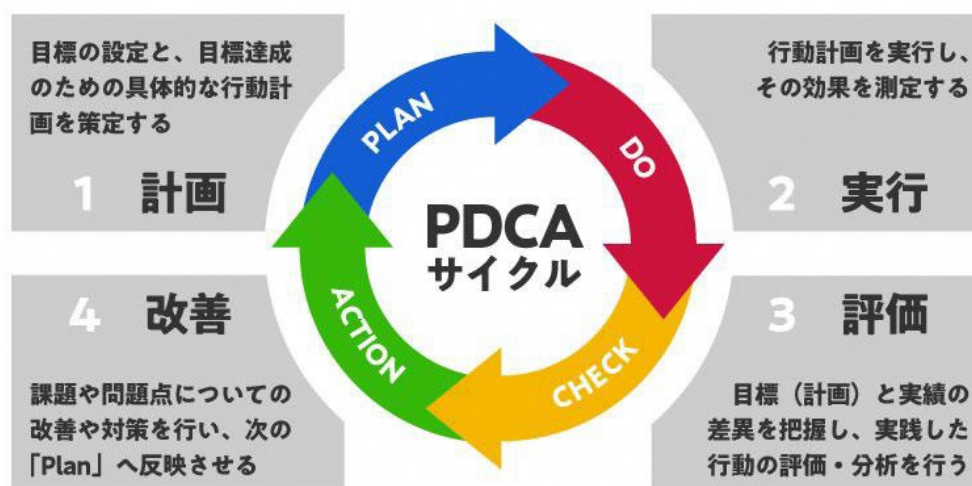
計画を着実に推進するために、内部評価を毎年実施するとともに、京丹後市文化芸術振興審議会に、計画の進捗状況を報告し、事業効果などについて意見を求め、計画の見直しに反映します。

また、毎年、計画の進捗状況等を確認し、計画の前半期が終了する5年目に計画全体の検証を行い、見直しを図ることとします。

※京丹後市文化芸術振興審議会

文化芸術に関する団体その他公共的団体等の推薦を受けた者、文化芸術に関して識見を有する者等で組織し、教育委員会の諮問に応じ、市における文化芸術の振興に関する基本施策及び文化芸術の振興に関する事項について調査及び審議する。

【図表－8 PDCAサイクルイメージ】



資料編

1 文化芸術基本法

(平成13年12月7日)

(法律第148号)

改正 平成29年6月23日法律第73号

同30年6月8日同第42号

令和元年6月7日同第26号

文化芸術振興基本法をここに公布する。

文化芸術基本法

(平29法73・改称)

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 文化芸術推進基本計画等(第7条・第7条の2)

第3章 文化芸術に関する基本的施策(第8条—第35条)

第4章 文化芸術の推進に係る体制の整備(第36条・第37条)

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中にあって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。21世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

(平29法73・一部改正)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。)の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(平29法73・一部改正)

(基本理念)

第2条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（平29法73・一部改正）

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（平29法73・一部改正）

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（平29法73・一部改正）

（国民の関心及び理解）

第5条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

（文化芸術団体の役割）

第5条の2 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

（平29法73・追加）

（関係者相互の連携及び協働）

第5条の3 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（平29法73・追加）

（法制上の措置等）

第6条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

（平29法73・一部改正）

第2章 文化芸術推進基本計画等

（平29法73・改称）

（文化芸術推進基本計画）

第7条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第36条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
 - 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。
(平29法73・一部改正)
(地方文化芸術推進基本計画)
- 第7条の2 都道府県及び市(特別区を含む。第37条において同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の条例の定めるところによりその長が同項第3号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(次項において「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第37条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。
(平29法73・追加、平30法42・令元法26・一部改正)

第3章 文化芸術に関する基本的施策 (平29法73・改称)

(芸術の振興)

- 第8条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(次条に規定するメディア芸術を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。
(平29法73・一部改正)

(メディア芸術の振興)

- 第9条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。
(平29法73・一部改正)

(伝統芸能の継承及び発展)

- 第10条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
(平29法73・一部改正)

(芸能の振興)

- 第11条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
(平29法73・一部改正)

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

- 第12条 国は、生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)の振興を図るとともに、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
(平29法73・一部改正)

(文化財等の保存及び活用)

- 第13条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

- 第14条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
(平29法73・一部改正)

(国際交流等の推進)

第15条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(平29法73・一部改正)

(芸術家等の養成及び確保)

第16条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「芸術家等」という。)の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平29法73・一部改正)

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第17条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第18条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第19条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平29法73・一部改正)

(著作権等の保護及び利用)

第20条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利(以下この条において「著作権等」という。)について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平29法73・一部改正)

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第21条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実に図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第22条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平29法73・一部改正)

(青少年の文化芸術活動の充実)

第23条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第24条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平29法73・一部改正)

(劇場、音楽堂等の充実)

第25条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第26条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第27条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第28条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(平29法73・一部改正)

(情報通信技術の活用の推進)

第29条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第29条の2 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平29法73・追加)

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第30条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第31条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(平29法73・一部改正)

(関係機関等の連携等)

第32条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等の間の連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(平29法73・一部改正)

(顕彰)

第33条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第34条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(平29法73・一部改正)

(地方公共団体の施策)

第35条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勧告し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

(平29法73・一部改正)

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(平29法73・追加)

(文化芸術推進会議)

第36条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(平29法73・追加)

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第37条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

(平29法73・追加)

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年6月23日法律第73号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第2条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成30年6月8日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月7日法律第26号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

2 京丹後市文化芸術振興条例

平成31年3月28日

条例第26号

文化芸術は、有史以来、人々の生活の中で育まれ、磨かれ、伝えられてきた英知の結晶であり、社会の進歩と豊かな人間性を培うために、極めて重要で欠かすことのできない原動力のひとつです。

私たちの京丹後市は、稀にみる美しい海岸線を有する丹後半島に位置し、豊穡な海・山・里に恵まれ、先人たちのたゆまぬ努力により形成され、その始まりを遠く「古代丹後王国」に見出すことができるほど長い歴史と伝統のうえに存立しています。そのなかで育まれ蓄積されてきた本市の文化芸術の精華は、現代に生きる私たちを受け継がれ、享受され、さらに次代へ引き継がれようとしています。

しかし今、京丹後市は人口減少など社会環境の変化により、市民や民間団体等による伝統芸能や生活文化など、文化芸術の継承と発展、さらなる創造において課題があります。

こうしたとき私たちは、先人たちが育んできた文化芸術の精華に改めて思いを致すとともに、文化芸術の礎として表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、地域社会の形成と継続に大きな役割を果たしてきた文化芸術の力を、未来へ発展的につないでいくことが求められています。

ここに、私たちは京丹後市の文化の薫り高いまちづくりに資するため、文化芸術の振興に関する施策推進の基本理念を定め、施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術に関する施策に関し、市の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな市民生活の実現と文化の薫り高いまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「文化芸術」とは、文化芸術基本法(平成13年法律第148号。以下「法」という。)が対象とするものをいう。

(基本理念)

第3条 文化芸術に関する施策の推進(以下「施策の推進」という)に当たっては、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者の自主性と創造性を十分に尊重するものとする。

2 施策の推進に当たっては、市民が等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備を図るものとする。

3 施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展を図るものとする。

4 施策の推進に当たっては、文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮するものとする。

5 施策の推進に当たっては、市民の意見が反映されるよう十分配慮するものとする。

6 施策の推進に当たっては、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮するものとする。

7 施策の推進に当たっては、地域の伝統的な文化芸術が、将来にわたり引き継がれるよう配慮するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念に基づき、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は文化芸術の担い手であり、京丹後市の文化芸術が連綿と受け継がれ育まれてきたことを深く認識し、その振興及び継承に努めるものとする。

(基本施策)

第6条 市は、次に掲げる文化芸術に関する施策を行うよう努めるものとする。

- (1) 市民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の提供及び充実
- (2) 市民が行う文化芸術活動の充実を図るための支援や環境の整備
- (3) 教育及び生涯学習の場における文化芸術活動への支援
- (4) 文化芸術活動を担う者及び次代の担い手の育成と支援
- (5) 地域の伝統芸能、民俗芸能、食文化をはじめとする生活文化等の保存及び継承への支援
- (6) 地域の文化資源を活用したまちづくりの推進
- (7) 前各号に掲げるもののほか、文化芸術の推進を図るために必要な施策

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 京丹後市文化芸術振興審議会条例

令和3年3月30日

条例第13号

(設置)

第1条 京丹後市文化芸術振興条例（平成31年京丹後市条例第26号）第4条に規定する文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、地方自治法（昭和23年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、京丹後市文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、市における文化芸術の振興に関する基本施策及び文化芸術の振興に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 文化芸術に関する団体その他公共的団体等の推薦を受けた者
- (2) 文化芸術に関して識見を有する者
- (3) 前2号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2項に掲げる者のうち、委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、当該身分の任期までとする。

3 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において行う。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

4 第2次京丹後市総合計画（抜粋）

平成29年3月策定

目標 6 次代を担う子どもたちが「学び」を通じて夢をいただき、いきいきと成長するまち

施策 28 芸術・文化を活かしたまちづくりの推進

◆芸術・文化

<現状と課題>

貴重な古代丹後王国などの歴史文化遺産や自然遺産を学習と観光の両面で活かすまちをつくります。

【現状】

- ・地域の歴史が対象の文化財セミナーや歴史の専門家である京丹後史博士育成講座等、市民を対象にした講演会を開設し、丹後の歴史を伝えています。
- ・資料館・文化館を活用して古代丹後王国と鳴き砂など丹後の文化財を知り、美しい自然を体感し、丹後の魅力を発信しています。
- ・古代丹後王国の史跡の管理や建造物等の修繕など文化財の保全に努めています。
- ・小中学校に丹後の歴史・文化を学ぶ「丹後学」を導入して普及に努めています。
- ・市民と行政が協働し、より多くの市民が文化・芸術活動に親しむ機会の充実を図っています。
- ・文化団体の育成・支援を行っています。
- ・市民の文化活動の場である施設の維持・管理に取り組んでいます。

【課題】

- ・網野銚子山古墳等史跡の整備など丹後の歴史資産を守り、京丹後市史編さん事業の成果資料を観光資源として活用していくことです。
- ・魅力あるセミナーや講座等を計画し、各世代に丹後の歴史と文化財への理解と郷土への愛着を浸透させることです。
- ・資料館・文化館の常設展示内容の拡充・更新、各種の企画展示、特別展示の開催等を通じて、入館者を増加させることです。
- ・丹後は太刀振り、三番叟、風流踊り等の民俗芸能の宝庫であり、伝統芸能を伝えていくことです。
- ・市民や文化団体の自主的な文化芸術が継続・発展するために、市民の参画を促すことです。

<施策の目標>

- ・市民と観光客に対して、歴史文化・芸術に親しみをもってもらう取組みを進めます。
- ・市民や文化団体に対して、自主的な文化・芸術活動を支援します。

<めざす目標値>

指標名	単位	計画策定時 (H26)	現状値 (H28)	目標 (R6)
文化財関連事業への参加者数 (文化財行政)	人	1,468	1,169	1,700
資料館・文化館の入館者数	人	13,808	17,026	18,000
文化芸術事業の開催回数	回	70	68	100
京丹後史博士の認定者数	人	50	61	120

<施策の主な内容>

①文化的資源の保存と活用

- 地域の文化財を守り、その歴史を後世に伝えとともに、伝統芸能等の保存・継承に努めます。
- 「丹後王国」とも称される古代丹後等の歴史や文化財の魅力や価値を発信し観光資源として活用するとともに郷土への愛着と誇りを培います。

- 京丹後市史編さん事業の成果資料の普及と啓発を図るとともに、今後の地域づくり等への活用を進めます。
- 市民や観光客が関心を寄せる文化財セミナー、歴史講演会の実施や講座を開設します。
- 網野鈿子山古墳などの史跡の整備を図り、維持管理や公開に努め、観光資源として活用します。
- ②文化芸術に触れる機会の充実
 - 資料館・文化館施設の充実を図るとともに、市民や観光客が関心を寄せる展示会を開催し、文化財や丹後の美しい自然を発信します。
 - 市内外の幅広い世代に対して、文化・芸術関連イベントのPR活動に取り組みます。
- ③文化・芸術活動への支援
 - 市民や文化団体が企画・参加する舞台、芸術活動を支援します。
 - ※市民主役と協働の視点
 - 歴史ある伝統芸能や芸術・文化を活かしたまちづくりを進めるためには、市民がその魅力に触れ、親しむことで感性を磨き、次代を担う子どもたちに継承していくことが求められています。
- 関連する個別計画
 - 京丹後市教育振興計画（平成27年3月）（再掲）
 - 京丹後市文化財マスタープラン（平成18年10月）
 - 国史跡網野鈿子山古墳整備基本計画（平成23年3月）
- 関連する主な事業

○遺跡調査及び史跡整備事業	○網野鈿子山古墳整備事業
○文化財保護啓発事業	○文化のまちづくり推進事業
○芸術文化事業	○文化施設整備事業

5 京丹後市教育振興計画（令和2年度改訂版）（抜粋）

令和元年11月策定

重点目標6 歴史・文化芸術を活かし、豊かな感性と郷土への愛着と誇りを育みます

【現状と課題】

京丹後市は、古代「丹後王国」と称されるように、網野鈿子山古墳、赤坂今井墳墓などの重要な遺跡を持つとともに、琴引浜など世界に誇れる美しい豊かな自然環境に恵まれ、山陰海岸国立公園、山陰海岸ジオパークに認定されています。

また、江戸時代から丹後を支えた基幹産業としての丹後ちりめんは、「300年を紡ぐ絹が織り成す丹後ちりめん回廊」として日本遺産に認定されました。これらの歴史文化や自然環境への理解を深めるため、講演会・講座などの開催、資料館等での文化財の展示公開や見学会等にも取り組んでいます。残された貴重な文化財の保全を図るため、文化財の修理や民俗芸能の継承に補助金を交付し、史跡の管理や史跡整備による保存活用を進めています。

また、市史編さん事業等により調査した京丹後市の優れた文化財を広く普及啓発し活用することが求められています。

丹後の歴史を理解し多くの市民が京丹後市の歴史や貴重な文化等に対して理解を深める機会を充実していくとともに、地域の文化財をまちづくりに活かし総合的な保存と活用を図る必要があります。学校園では、学校支援ボランティア等とも連携し、身近な地域や市の歴史・文化・自然等を学習素材とした地域探究活動、体験活動を積極的に進めており、平成26年度には京丹後市の歴史・文化・環境・産業等について系統的に学ぶ「丹後学」を導入しました。「丹後学」の実施にあたっては、地域の人々の積極的な参画を促し、子どもたちが京丹後市の様々な人の生き方や考え方にふれ、郷土への愛着と誇り育むとともに、将来への夢と希望を育む環境づくりが求められています。文化芸術活動を推進するため、主体的な活動を行う文化活動団体への支援を行い、市民が優れた文化芸術に触れる機会の提供及び市民による文化活動の充実に努めてきています。

【基本的方針】

学校・地域の連携により、京丹後市の歴史・文化等を学ぶ「丹後学」を進めるなど、子どもたちのふるさとへの愛着と誇りを育みます。また、市内の豊富な歴史文化資源の保護・活用に取り組み、資料館施設の整備充実と併せて、歴史文化について深い理解と関心を持つ人材の育成・活用を進めます。また、市民や団体による主体的な文化芸術活動等を推進することにより、文化の薫り高いまちづくりに寄与します。

【施策の方向性】

1. 豊かな歴史文化等を学習する機会の充実

- 京丹後市の歴史・文化・自然等を活用した学習を充実するため、小中一貫教育による「丹後学」を積極的に展開します。特に、世界ジオパークに認定された山陰海岸ジオパークの地質遺産を活用し、小学生を対象にフィールド学習を実施します。
- 子どもたちが地域の人々の仕事や生き方にふれることは、地域を再発見することにつながります。学校支援ボランティアや丹後の歴史に精通した京丹後史博士等を活用し、地域の人々が学校園の教育活動を積極的に支援する体制を拡充します。
- 文化財セミナーや京丹後史博士育成講座、文化財の見学等、市民を対象とした歴史・文化の学習機会を充実します。また、京丹後史博士等の人材活用を図り歴史文化財の普及啓発に努めます。
2. 地域の文化財の総合的な保存と活用
- 市内の貴重な歴史・文化等を保護し後世に伝えるため、文化財の管理や建造物等の修繕、郷土芸能の道具の更新、映像記録作成等を通して文化財の保全と活用を図り、伝統芸能を継承していきます。
- 京丹後市史編さん事業や発掘調査等の文化財調査での成果や刊行物を基に、郷土の文化財を活用し市内外の人々の理解を深める活動を進め、地域づくりに活かします。
- 京丹後市ホームページのデジタルミュージアム、文化財ライブラリーなどインターネット環境を活用して、丹後の優れた文化財、調査成果について発信していきます。
- 古代丹後を代表する網野銚子山古墳、赤坂今井墳墓等の史跡をはじめ、地域文化財の総合的な保存と活用を進めることで郷土への誇りと愛着を培います。併せて文化財保存活用地域計画を策定し、丹後の輝かしい資産を観光や地域振興に積極的に活かします。
3. 資料館施設等の整備充実
- 市内の資料館施設で郷土の歴史や文化財の展示会を開催し、市民や市外の人々に、巨大古墳に象徴される古代丹後の輝かしい歴史や、それ以降の丹後の歴史、丹後ちりめん、文化財や鳴き砂、ジオパーク等について理解してもらうための普及啓発を図ります。
- 児童生徒を対象とした社会科学習、郷土学習を進めます。
- 郷土の歴史や文化財の調査を進め特別展示、企画展を開催するとともに貴重な資料を保管し後世に伝えます。
- 資料館施設の整備充実を図り、市内外の人々が歴史や地域の文化財への関心を高める活動を推進します。
4. 文化芸術活動の推進
- 文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、関係機関及び団体と連携し、地域の特色を活かした文化事業を行うとともに、市民の自発的かつ日常的な文化芸術活動を支援します。
- 市民の豊かな心を育むため、丹後文化会館など関係施設を活用して、市民が優れた文化芸術に親しむ機会を充実させるとともに、丹後文化会館の改修に向け京都府に対し要望活動を進めます。

【主な目標指標】

目標指標	計画作成時	現状値 (H30)	目標値 (R6)
文化財セミナー、 京丹後史博士講座等 の文化財事業参加者数	1,468 人 (5 事業 17 講座) (平成 25 年度)	1,384 人	1,700 人
資料館、文化館入館者数	13,808 人 (3 施設) (平成 25 年度)	14,730 人	18,000 人
史跡整備	史跡整備 6 遺跡 (平成 25 年度) ※京丹後市文化財 マスタープラン	7 遺跡	8 遺跡
京丹後史博士の認定者数	—	66 人	120 人
文化協会加盟サークル数	170 団体	157 団体	200 団体
文化芸術事業の開催回数	—	80 回	100 回
京都府丹後文化会館 利用者数	—	39,558 人	42,000 人

6 文化芸術に関する市民アンケート調査報告

1 調査の目的

京丹後市文化芸術振興計画を策定するにあたり、市民の文化芸術活動や文化芸術に関する意向を把握し、計画策定の基礎資料とするためアンケート調査を実施した。

2 調査の設計

- 20歳から79歳の京丹後市民
調査対象 住民基本台帳から無作為抽出した2,000人
調査方法 郵送による配布・回収、無記名方式
調査期間 令和3年7月16日～8月6日
- 文化芸術活動団体代表者
調査対象 文化協会加盟団体、施設利用団体、後援承認団体等150団体
調査方法 郵送による配布・回収、団体名記名（任意）
調査期間 令和3年7月16日～8月6日
- 京丹後市内の高等学校に通学する高校2年生
調査対象 市内高等学校に通学する高校2年生370人
調査方法 学校にて配布・回収、無記名方式
調査期間 令和3年7月9日～7月19日

3 回収結果

- 20歳から79歳の京丹後市民
有効回収 714 人／2,000 人（35.7 %）
- 文化芸術活動団体代表者
有効回収 116 団体／150 団体（77.3 %）
- 京丹後市内の高等学校に通学する高校2年生
有効回収 338 人／370 人（91.4 %）

4 回収サンプルの内訳

- 20歳から79歳の京丹後市民
（性別と年代）

	合計	20代	30代	40代	50代	60代	70代
全体	712	38	60	114	132	177	191
	100 %	5 %	8 %	16 %	18 %	25 %	27 %
男性	326	16	26	54	55	91	84
	47 %	2 %	4 %	8 %	8 %	13 %	12 %
女性	381	22	34	58	76	86	106
	53 %	3 %	5 %	8 %	11 %	12 %	15 %
不明	7	—	—	—	—	—	—
	1 %	—	—	—	—	—	—

（住んでいる地域）

峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
164	132	158	64	80	113
23 %	19 %	22 %	9 %	11 %	16 %

※町ごとのアンケート発送数は調整していません。（無作為抽出）

（居住年数）

1年未満	1～10年	11～20年	21～30年	31年以上
5	38	55	94	519
1 %	5 %	8 %	13 %	73 %

- 京丹後市内の高等学校に通学する高校2年生
(性別と住んでいる地域)

	合計	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	他
全体	338	74	42	87	28	32	46	29
	100 %	22 %	13 %	25 %	8 %	9 %	14 %	9 %
男性	164	45	18	43	13	11	22	12
	49 %	13 %	5 %	13 %	4 %	3 %	7 %	4 %
女性	166	27	22	43	13	20	24	17
	50 %	8 %	7 %	13 %	4 %	6 %	7 %	5 %
不明	8	2	2	1	2	1	—	—
	1 %	—	—	—	—	—	—	—

- 文化芸術活動団体
(分野の内訳)

音楽	26 団体
美術	20 団体
舞踊	20 団体
生活文化	17 団体
芸能	9 団体
伝統芸能	8 団体
文学	7 団体
文化財	3 団体
地域の祭礼・民俗芸能	2 団体
メディア芸術	0 団体
演劇	0 団体

(団体の活動頻度)

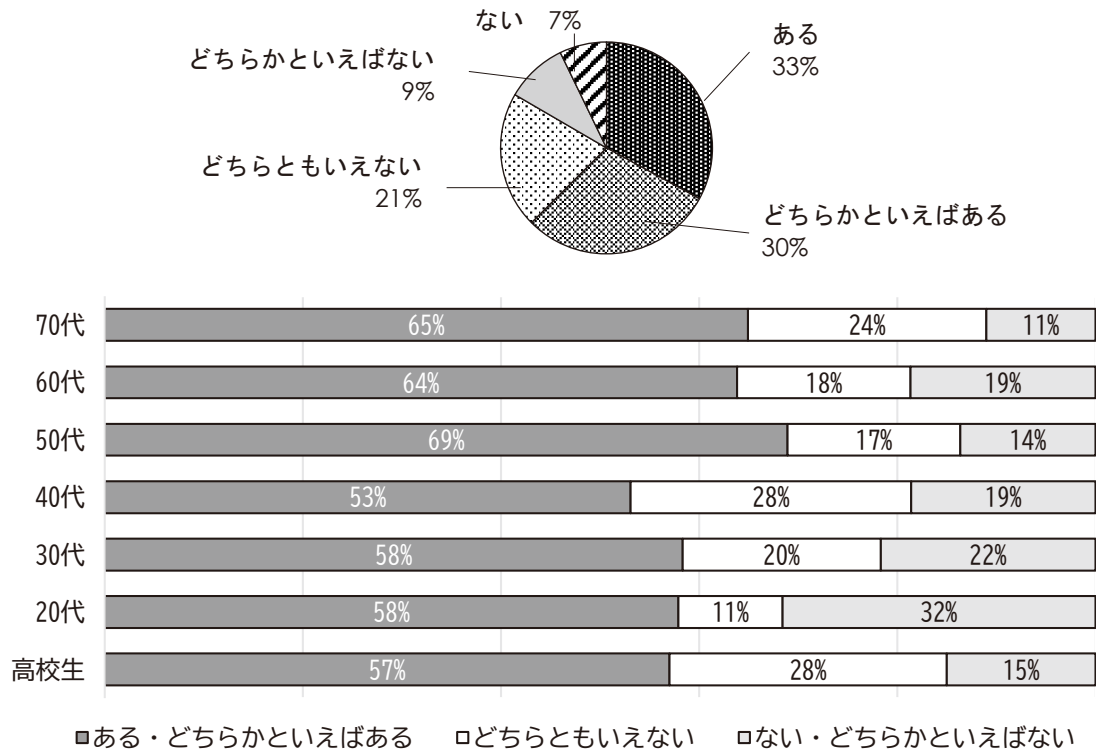
年に数回	17 団体
月に数回	73 団体
週に数回	17 団体
毎日	0 団体
その他	7 団体

5 集計結果

問1 優れた文化芸術を鑑賞することや文化芸術活動を行うことについて興味や関心があるか。総回答者数：市民 714 人、高校生 338 人

文化芸術活動 興味や関心が「ある」63%

「興味関心がある」と答えた人は33%、「どちらかといえばある」と答えた人は30%にのぼり、半数を超える。どの年代も5～6割が「興味関心がある」と答えているが、「ない」または「どちらかといえばない」と答えた20代の割合が3割を超える。

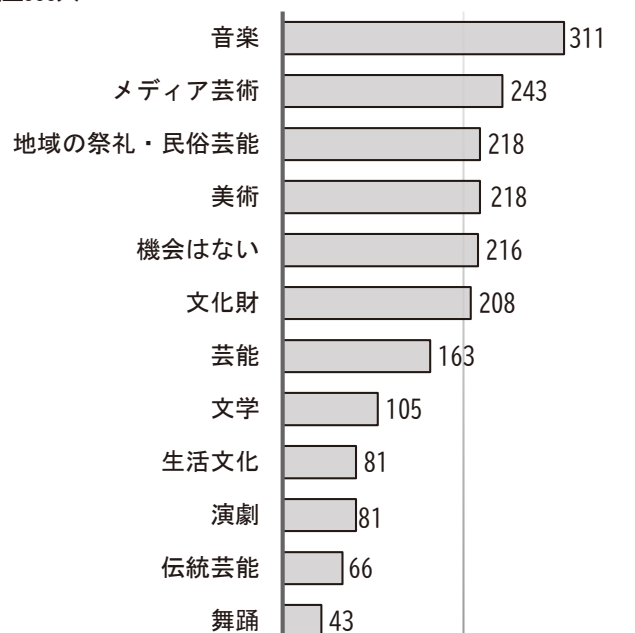


問2 現在、鑑賞したり活動に参加している文化芸術があるか。

(複数回答) 総回答者数：市民714人、高校生338人

「音楽」がトップ

次いで「メディア芸術」、「地域の祭礼、民俗芸能」となった。高校生でも同様の結果となった。文化芸術団体に活動内容をたずねたところ、集計結果でも「音楽」がトップだが、次いで「美術」、「舞踊」、「生活文化」の順となった。

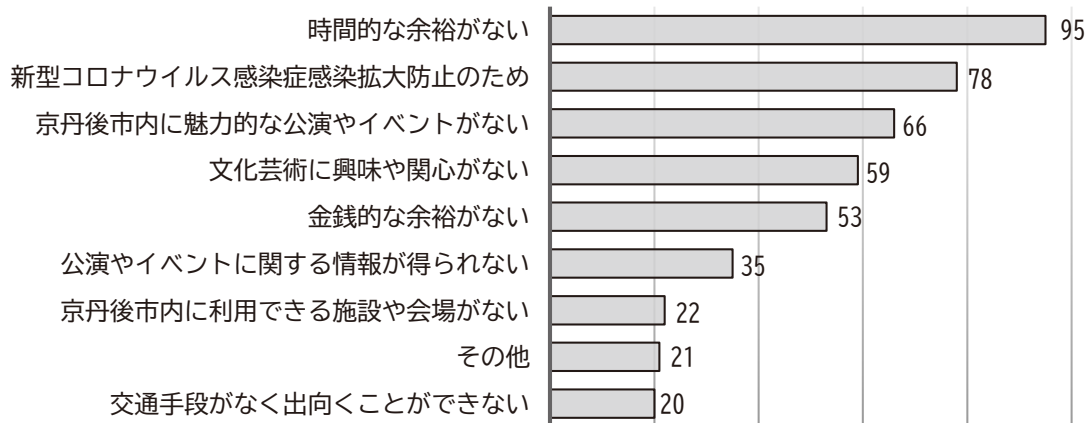


問3 文化芸術の機会がない理由は。（複数回答）総回答者数：市民714人

「時間の余裕なし」「魅力的な公演なし」

「時間的な余裕がない」がトップ。2番目は「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため」、3番目は「京丹後市内に魅力的な公演やイベントがない」との結果になった。

年代別に見ると、20代では約5割が「文化芸術に興味や関心がない」と答えた。

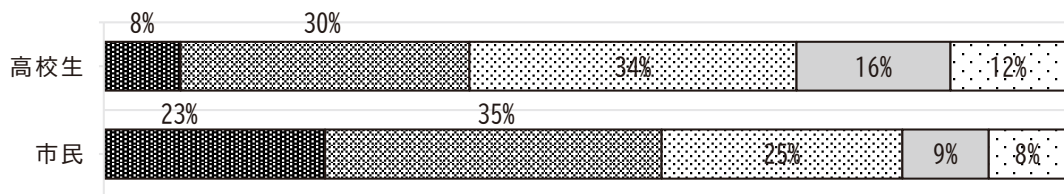


問4 京丹後市の文化財、歴史・自然遺産について、興味や関心があるか。

総回答者数：市民714人、高校生338人

文化財、歴史・自然遺産について興味関心「ある」58%

■ある ■どちらかといえばある □どちらともいえない □どちらかといえばない □ない

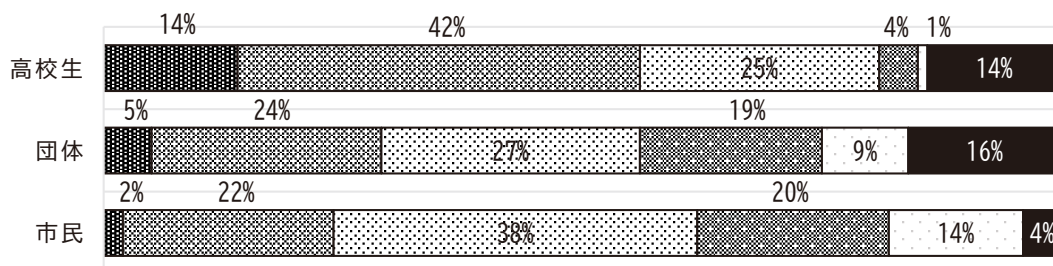


問5 京丹後市は文化財や歴史・自然遺産等が保存され活用されていると思うか。

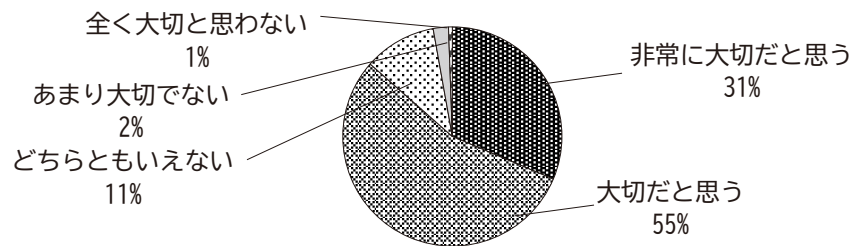
総回答者数：市民714人、高校生338人、団体116団体

保存・活用されていると思う人の割合 高校生は56% 市民は24%

■そう思う ■どちらかといえばそう思う
□どちらともいえない □どちらかといえばそう思わない
□そう思わない ■わからない

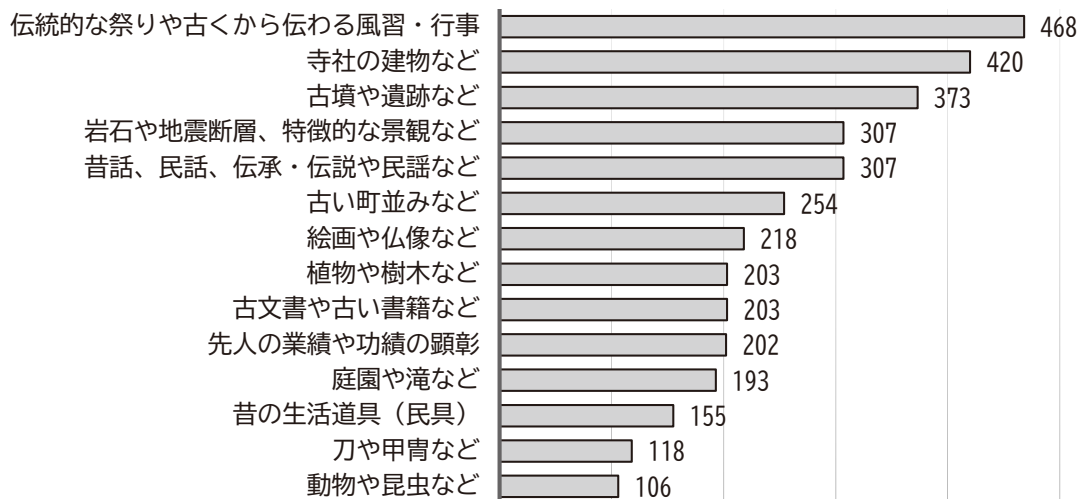


問6 京丹後市の文化財、歴史・自然遺産を保存し活用していくまちづくりについてどのように思うか。総回答者数：市民 714 人
文化財の保存・活用「非常に大切」「大切」86%

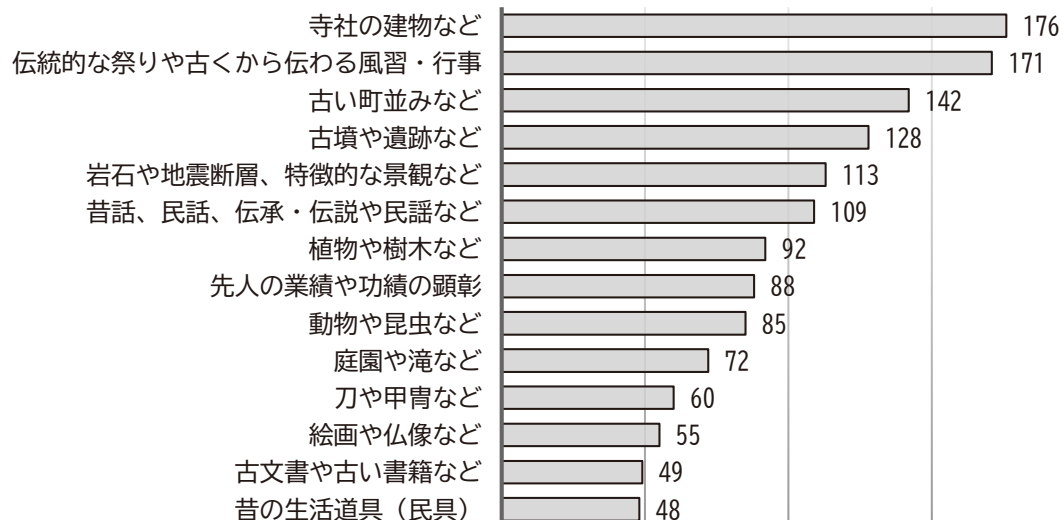


問7 文化財、歴史・自然遺産等で大切だと思うもの、自慢できるもの、未来に伝えていきたいものは。（複数回答）総回答者数：市民 714 人、高校生 338 人
「伝統的な祭りや古くから伝わる風習・行事」がトップ
 市民で最も多かったのは「伝統的な祭りや古くから伝わる風習・行事」、高校生では「寺社の建物など」がトップとなった。

《市民》



《高校生》

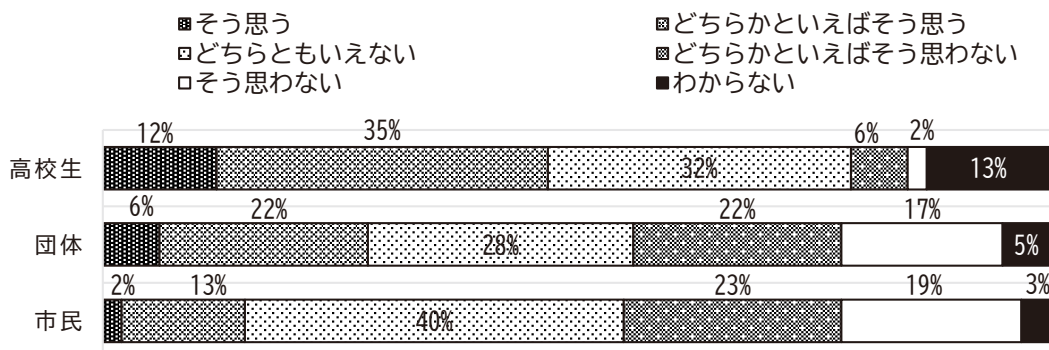


問8 京丹後市の文化的環境に満足しているか。

総回答者数：市民 714 人、高校生 338 人、団体 116 団体

現在の京丹後市の文化的環境に「満足」市民で2%

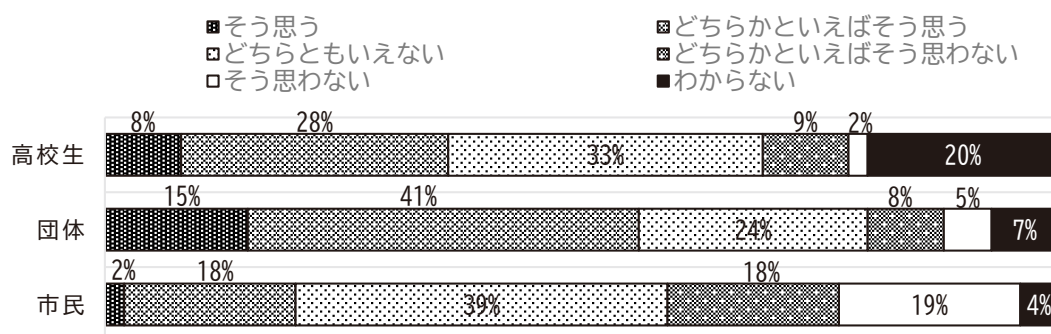
京丹後市の文化的環境に「満足」と回答したのは2%にとどまった。「どちらかといえばそう思う」を含めても全体の15%にとどまる。



問9 京丹後市は文化芸術分野で活動している人や団体が多いと思うか。

総回答者数：市民 714 人、高校生 338 人、団体 116 団体

「文化芸術分野で活動する人多い」市民で2%

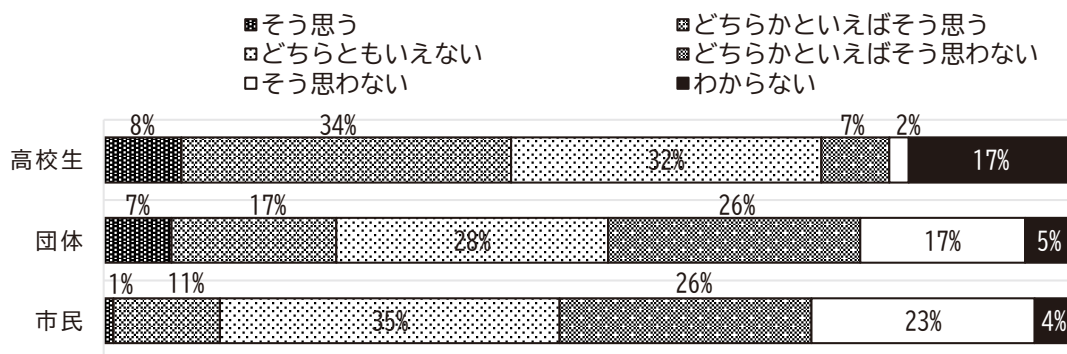


問10 京丹後市は文化的な公演やイベントが多くあると思うか。

総回答者数：市民 714 人、高校生 338 人、団体 116 団体

「そう思う」「どちらかといえばそう思う」合わせて12%

「京丹後市は文化的な公演やイベントが多くある」と答えた人は、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせて12%にとどまった。



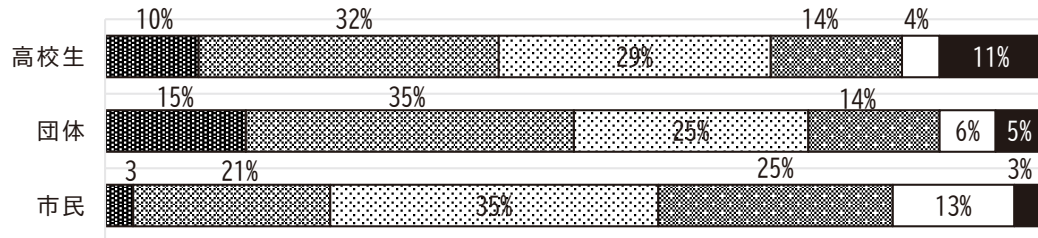
問 11 京丹後市の文化芸術に関する情報を身近に得ることができるか。

総回答者数：市民 714 人、高校生 338 人、団体 116 団体

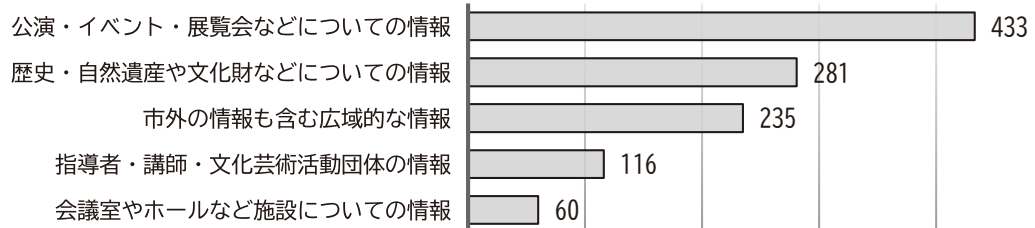
「身近に得られる」24%

「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人は市民で24%、団体で50%、高校生で42%となった。

■ そう思う
 ■ どちらかといえばそう思う
 □ どちらともいえない
 ■ どちらかといえばそう思わない
 □ そう思わない
 ■ わからない



問 12 京丹後市の文化芸術に関して知りたい情報は。（複数回答）総回答者数：市民 714 人 「公演・イベント・展覧会に についての情報」がトップ

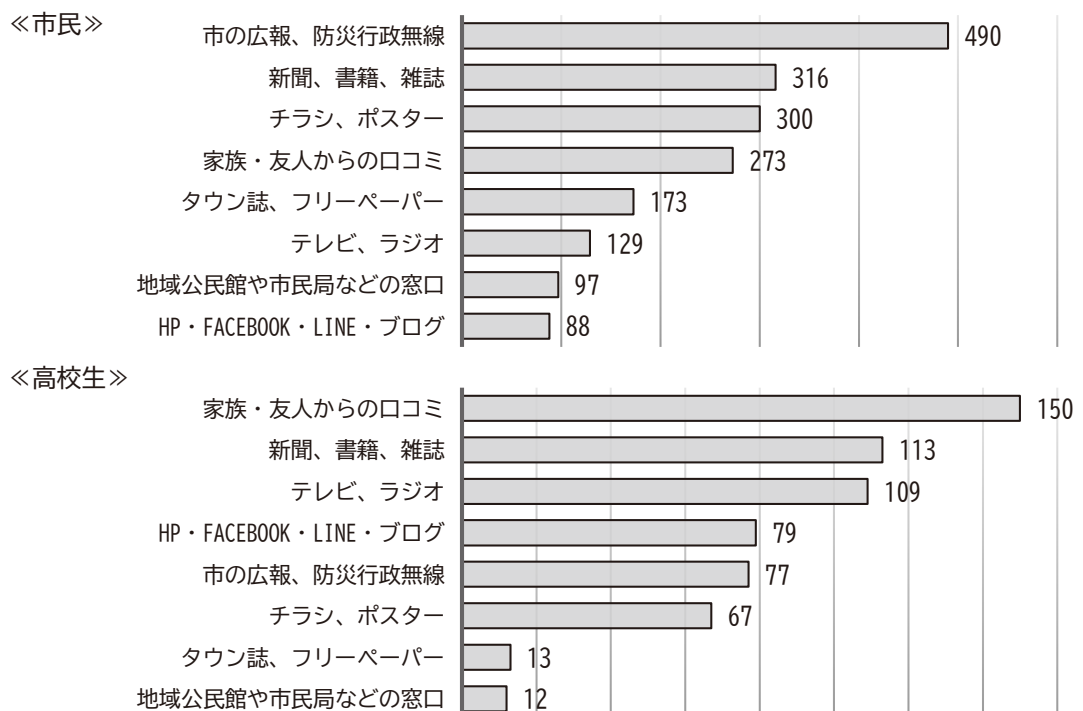


問 13 あなたが京丹後市の文化芸術に関する情報を得ているものは。

（複数回答）総回答者数：市民 714 人、高校生 338 人

情報を得るもの 若い世代ほど「口コミ」

文化芸術に関する情報源は、市民では「市の広報、防災行政無線」がトップとなった。世代別では、30代以上の世代で「市の広報、防災行政無線」が3割に迫るが、20代では「家族・友人・知人からの口コミ」が2割以上を占めトップとなった。



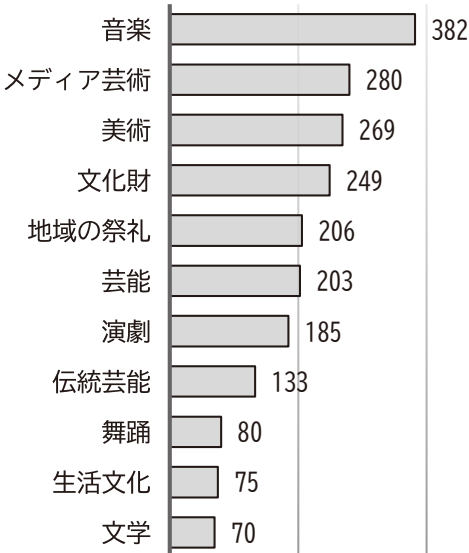
問 14 今後、京丹後市内でどのような文化芸術を鑑賞・創作したいか。

(複数回答) 総回答者数：市民 714 人、高校生 338 人

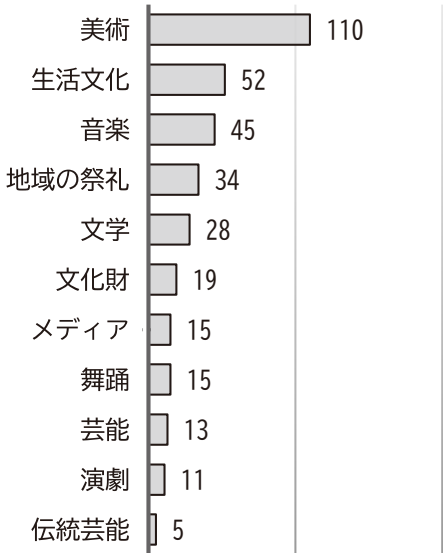
鑑賞したいもの「音楽」、創作したいもの「美術」

鑑賞したいもので「音楽」「メディア芸術」「美術」、創作したいもので「美術」「生活文化」「音楽」という結果となった。

《鑑賞したいもの》



《創作したいもの》



問 15 子どもの文化芸術体験の機会が充実しているか。

総回答者数：団体 116 団体

子どもの文化芸術体験「充実していない」45%

「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えたのは16%にとどまり、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と答えたのは45%に上った。

そう思う	1 団体	1 %
どちらかといえばそう思う	17 団体	15 %
どちらともいえない	25 団体	22 %
どちらかといえばそう思わない	42 団体	37 %
そう思わない	9 団体	8 %
わからない	20 団体	17 %

問 16 子どもや若い世代が文化芸術に触れることで、どのような効果を期待するか。

(複数回答) 総回答者数：団体 116 団体

「芸術的な感性」「地元に着着」「文化の担い手」に期待

豊かな芸術的な感性が育まれる	97団体	83%
地域の歴史や文化を知ることによって地元に着着を持つ	77団体	66%
地域の文化を継承する担い手となる	74団体	63%
文化財や歴史遺産、自然遺産を、次世代に残すことができる	64団体	55%
他地域・他国の人々・多様な文化への関心が高まる	62団体	53%
コミュニケーション能力が高まり他者の気持ちを理解しようとする	59団体	50%
自信が付き、困難に直面した時の解決力向上につながる	43団体	37%

問 17 子どもや若い世代が文化芸術に親しむためにどのような取組が必要か。
 (複数回答) 総回答者数：団体 116 団体

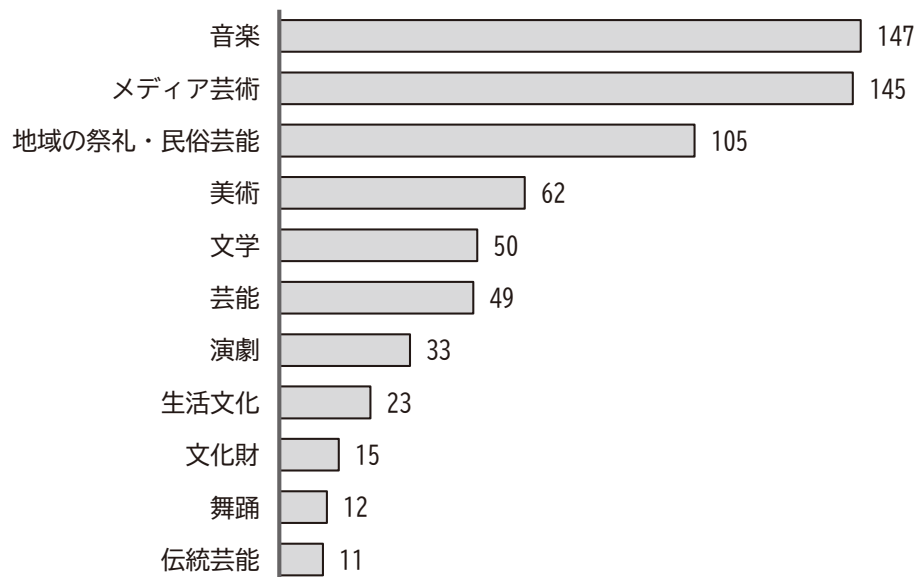
「地域の伝統行事や祭りなどへの参加促進」がトップ

地域の伝統行事や祭りなどへの参加促進	75 団体
文化芸術活動を教える指導者やボランティアの育成・補助	74 団体
子ども向けやファミリー向けの公演などの鑑賞機会を増やす	72 団体
京丹後市内の教育施設・文化施設の整備・充実	71 団体
子どもが出演するミュージカルや公演、家族で茶道・華道を体験する機会を増やす	70 団体
歴史的な建物や自然遺産についての学習機会を増やす	48 団体
文化芸術についての情報提供の充実	47 団体

問 18 現在、鑑賞や参加している文化芸術は何か。(複数回答) 総回答者数：高校生 338 人

「地域の祭礼・民俗芸能」参加多い高校生

「音楽」「メディア芸術」につぎ、「地域の祭礼・民俗芸能」が3番目に多い結果となった。



問 19 質の高い文化芸術に触れることが必要な時期は。 総回答者数：団体 116 団体

「小学校から」53%、「幼児期から」33%

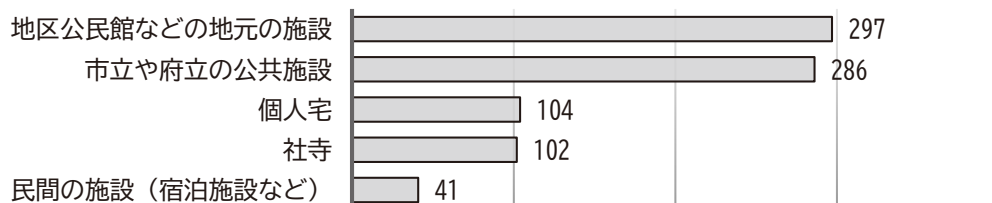
「小学校から」が半数を超えた。「幼児期から」が3割を超え、「中学校から」は6%にとどまった。

乳児期から	5 団体	4 %
幼児期から	38 団体	33 %
小学校から	61 団体	53 %
中学校から	7 団体	6 %
高校生から	1 団体	1 %
わからない	3 団体	3 %
必要ない	0 団体	0 %

問 20 文化芸術活動を行う主な場所は。（複数回答）総回答者数：市民 714 人

「地元の施設」「公共施設」活用

「地元の施設」がトップ。地元施設や公共施設が活動の場としての役割が期待されている。

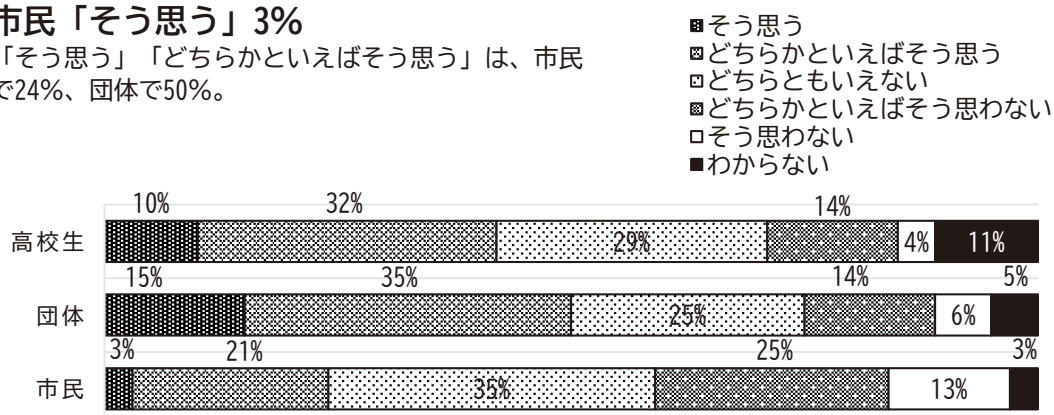


問 21 文化芸術活動の場所が整っていると思うか。

（複数回答）総回答者数：市民 714 人、高校生 338 人、団体 116 団体

市民「そう思う」3%

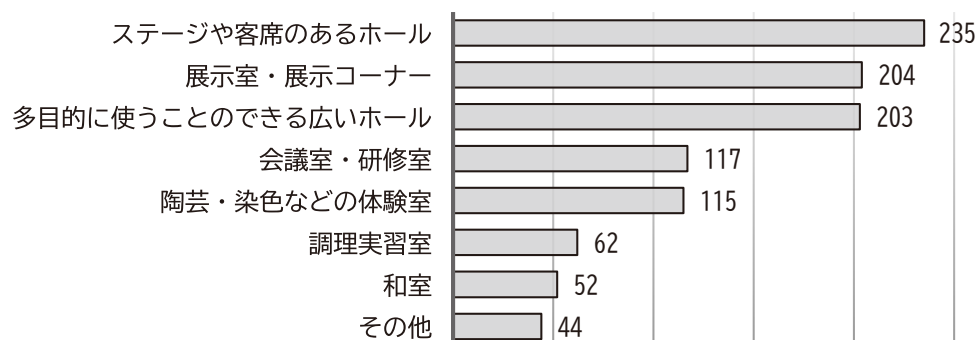
「そう思う」「どちらかといえばそう思う」は、市民で24%、団体で50%。



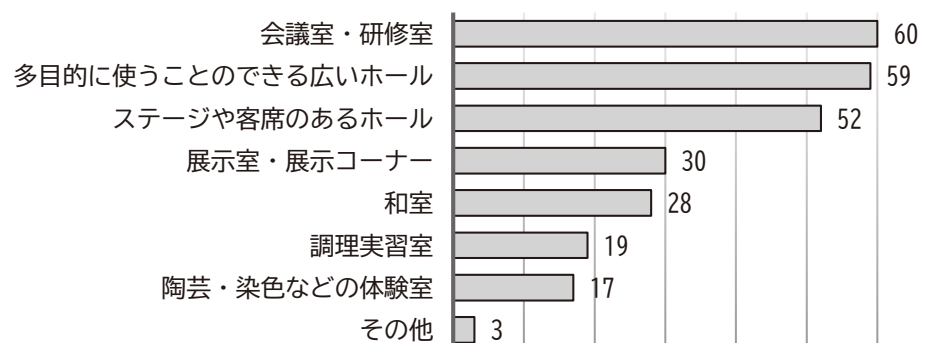
問 22 京丹後市内の文化芸術関連施設で普段利用している、または、利用したい施設は。（複数回答）総回答者数：市民 714 人、団体 116 団体

市民「ステージや客席のあるホール」、団体「会議室・研修室」

《市民》



《団体》



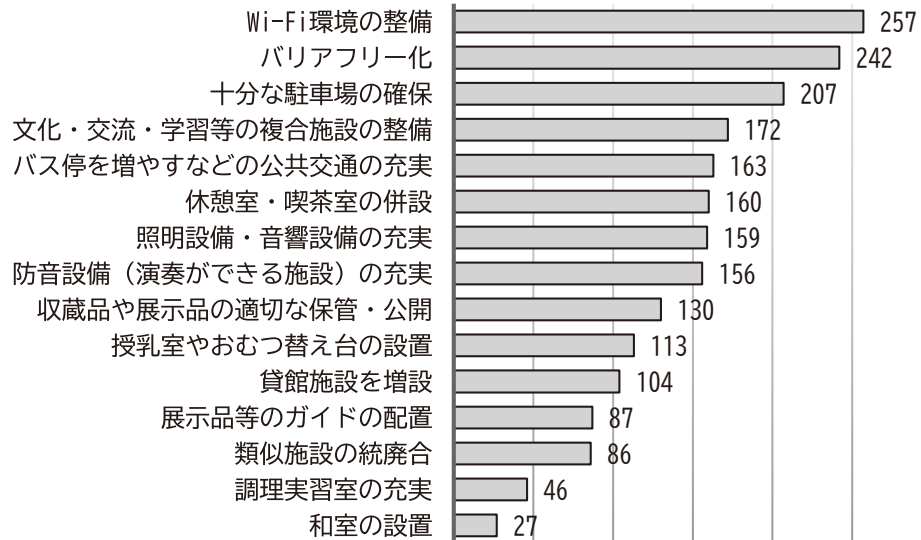
問 23 京丹後市内の文化芸術関連施設に必要と思われるものは。

(複数回答) 総回答者数：市民 714 人、団体 116 団体

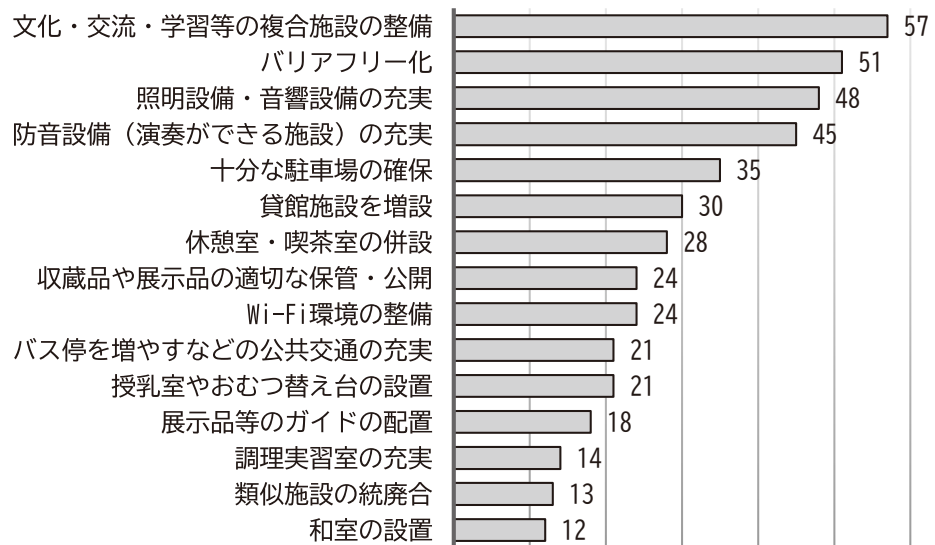
「Wi-Fi環境」「施設のバリアフリー化」望む声多く

市民では「Wi-Fi環境の整備」「バリアフリー化」が上位。文化活動団体では「文化・交流・学習等の複合施設の整備」がトップ、次いで「バリアフリー化」という結果。

《市民》



《団体》



問 24 京丹後市の中心的文化ホールとして望ましい規模は。

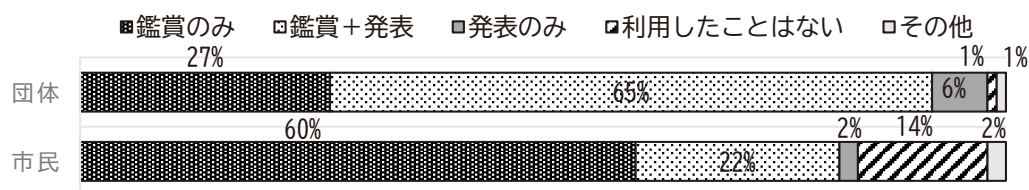
(複数回答) 総回答者数：市民 714 人、団体 116 団体

「700人規模」「1000人規模」のホールを望む声多く

京都府丹後文化会館（760席）や豊岡市民会館文化ホール（1118席）の規模を望ましいとする声が多い。

	市民	団体
1,000人程度	28 %	30 %
700人程度	27 %	35 %
500人程度	13 %	11 %
300人程度	6 %	12 %
200人程度	3 %	3 %
必要ない	5 %	1 %
その他	1 %	4 %
わからない	18 %	4 %

- 問 25** 京都府丹後文化会館を利用したことがあるか。総回答者数：市民 714 人、団体 116 団体
「利用したことがある」市民で8割超
 団体では98%が利用したことがあると答えた。



- 問 26** 京都府丹後文化会館について。総回答者数：市民 714 人、団体 116 団体
市民の64%、団体の93%が「京丹後市に欠かせない施設」
 京丹後市の中心的な文化施設としての期待が大きく、維持修繕を望む声が多い結果となった。

(質問1) 京都府丹後文化会館は京丹後市の文化芸術振興に欠かせない施設だ。

	市民	団体
そう思う	27 %	58 %
どちらかといえばそう思う	37 %	35 %
どちらともいえない	22 %	4 %
どちらかといえばそう思わない	2 %	0 %
そう思わない	3 %	1 %
わからない	9 %	2 %

(質問2) 京都府丹後文化会館で、質の高い文化芸術に触れたい。

	市民	団体
そう思う	23 %	51 %
どちらかといえばそう思う	37 %	38 %
どちらともいえない	21 %	9 %
どちらかといえばそう思わない	5 %	1 %
そう思わない	6 %	0 %
わからない	8 %	1 %

(質問3) 京都府丹後文化会館があることで、人が集まり市の活性化につながる。

	市民	団体
そう思う	15 %	32 %
どちらかといえばそう思う	37 %	44 %
どちらともいえない	23 %	14 %
どちらかといえばそう思わない	8 %	5 %
そう思わない	6 %	2 %
わからない	11 %	3 %

(質問4) 京都府丹後文化会館は、練習の成果を披露する場として望ましい施設だ。

	市民	団体
そう思う	10 %	39 %
どちらかといえばそう思う	20 %	51 %
どちらともいえない	45 %	8 %
どちらかといえばそう思わない	17 %	1 %
そう思わない	5 %	0 %
わからない	3 %	1 %

(質問5) 文化芸術振興のためには、建物維持よりも他の施策に力を入れるべき。

	市民	団体
そう思う	4 %	4 %
どちらかといえばそう思う	10 %	8 %
どちらともいえない	42 %	34 %
どちらかといえばそう思わない	9 %	18 %
そう思わない	18 %	23 %
わからない	17 %	13 %

問 27 京都府丹後文化会館を利用する際の重要度（どの程度重視するか）と、満足度（どの程度満足しているか）について。総回答者数：市民 714 人、団体 116 団体 バリアフリー化を重視する声多く

団体では8割がバリアフリー化を重要視するが、現状に不満だという声が4割。そのほか、楽屋・練習室についても、重視する人が多い一方で不満の声が多い。

● 施設・設備の使用料について

	市民	団体
重視する	23 %	50 %
どちらかといえば重視	25 %	24 %
重視しない	7 %	2 %
わからない	45 %	25 %

	市民	団体
満足	8 %	10 %
どちらともいえない	28 %	33 %
不満	3 %	20 %
わからない	60 %	37 %

● 場所のわかりやすさ・立地

	市民	団体
重視する	37 %	48 %
どちらかといえば重視	41 %	42 %
重視しない	10 %	7 %
わからない	13 %	3 %

	市民	団体
満足	31 %	45 %
どちらともいえない	41 %	36 %
不満	13 %	16 %
わからない	15 %	3 %

● 交通機関のアクセスのしやすさ

	市民	団体
重視する	38 %	48 %
どちらかといえば重視	35 %	35 %
重視しない	10 %	10 %
わからない	17 %	7 %

	市民	団体
満足	19 %	38 %
どちらともいえない	40 %	33 %
不満	18 %	19 %
わからない	23 %	10 %

● バリアフリー化

	市民	団体
重視する	43 %	52 %
どちらかといえば重視	35 %	36 %
重視しない	5 %	5 %
わからない	17 %	7 %

	市民	団体
満足	10 %	4 %
どちらともいえない	36 %	39 %
不満	18 %	40 %
わからない	35 %	17 %

● 音響設備・照明設備

	市民	団体
重視する	37 %	65 %
どちらかといえば重視	36 %	26 %
重視しない	5 %	2 %
わからない	22 %	7 %

	市民	団体
満足	15 %	29 %
どちらともいえない	37 %	37 %
不満	10 %	18 %
わからない	38 %	16 %

● 収容人数

	市民	団体
重視する	26 %	45 %
どちらかといえば重視	38 %	37 %
重視しない	12 %	10 %
わからない	23 %	7 %

	市民	団体
満足	31 %	47 %
どちらともいえない	34 %	32 %
不満	9 %	9 %
わからない	26 %	12 %

● 座席の広さ

	市民	団体
重視する	32 %	45 %
どちらかといえば重視	39 %	37 %
重視しない	11 %	10 %
わからない	18 %	7 %

	市民	団体
満足	22 %	38 %
どちらともいえない	36 %	36 %
不満	18 %	17 %
わからない	24 %	10 %

● ステージの広さ

	市民	団体
重視する	29 %	52 %
どちらかといえば重視	39 %	40 %
重視しない	8 %	1 %
わからない	25 %	7 %

	市民	団体
満足	22 %	51 %
どちらともいえない	35 %	33 %
不満	10 %	5 %
わからない	33 %	11 %

● 楽屋・練習室の広さ・数

	市民	団体
重視する	14 %	42 %
どちらかといえば重視	28 %	36 %
重視しない	10 %	3 %
わからない	48 %	19 %

	市民	団体
満足	5 %	17 %
どちらともいえない	24 %	31 %
不満	10 %	26 %
わからない	61 %	25 %

● 駐車場の広さ・台数

	市民	団体
重視する	50 %	61 %
どちらかといえば重視	33 %	32 %
重視しない	5 %	2 %
わからない	12 %	5 %

	市民	団体
満足	26 %	39 %
どちらともいえない	31 %	24 %
不満	24 %	32 %
わからない	18 %	5 %

● 駐輪場の広さ・台数

	市民	団体
重視する	20%	20%
どちらかといえば重視	28%	34%
重視しない	18%	17%
わからない	34%	30%

	市民	団体
満足	12%	18%
どちらともいえない	27%	28%
不満	11%	11%
わからない	51%	43%

問 28 「目指す将来像」につなげるためにはどのようなことが必要だと思うか。
どうすれば京丹後市がもっとおもしろいまちになると思うか。

(高校生・自由記載)

高校生「京丹後の良いところを発信」

高校生を対象に自由記載で意見を求めたところ、「京丹後市の良さを市内外へ発信し続ける」、「文化施設、商業施設、イベントを増やす」、「高齢者も若者も文化に触れ、楽しみ、伝えていく」、「観光客や人口を増やす」といった意見が多く見られた。

発信する・アピールする

- 全国や世界の人々に京丹後市の名を知ってもらう
- こういうイベントをしているということをホームページや貼紙やSNSを使って発信する
- 京丹後市の歴史などをもっと多くの人に知ってもらう

イベントをする

- もっと文化芸術に触れられるイベントを増やす
- 若者から高齢者まで幅広い年代でたくさんのイベントに参加する。京丹後市の認知度を高める取り組みをしていく
- 若い人が中心となり身内のみではない様々な人が参加できるイベントづくり
- イベントの多い町、にぎやかな町、楽しそうな町、イベントを増やしたり京丹後にしかないことをする

施設を整備する

- もっと施設を増やす
- 博物館を作る
- ライブやイベントができるような大きい施設を作る
- もっとPRする。ショッピングモールを作ってそこに文化も入れる
- グランピングなどのレジャー施設を作る
- 文化芸術と企業のより強いつながり、より充実した設備・サービス

「みんなが」「若者が」文化に触れる

- みんなが楽しめるようなまちにする
- 老若男女が楽しめるイベントを考える
- 高齢の方でも楽しめるイベント
- 若い人たちが興味を持つようなイベントなどを増やす
- 町の行事に今のうちから参加して知っておく
- みんなで協力して伝統文化のことに親しんだり行事に加わったりすること。若い人の興味が足りない。伝統をどう今の世代に砕いて合わせられるかアプローチしていくのがいいんじゃないか
- 学校と企業の連携がスムーズに取れて様々な取り組みや企画が動き発信される場所
- 芸能分野のプロによる指導
- 高校だけでなく小中学校でも芸術に触れられる機会があればいいと思います
- 地域の小学校や中学校の生徒が文化芸術に触れる機会を増やす
- 学校での活動と地域の活動を結びつける。アーティストとの接触を多くする
- 有名な人の展覧会を開く
- 手軽に体験できる場所を増やす
- 若い世代が実際に文化芸術に触れること
- 文化芸術活動をたくさん行う
- 現在活躍されている方と交流できる機会を作る
- 茶道や華道などの体験できるものに積極的に取り組むこと
- 文化芸術を披露する場を多く求める

環境をよくする

- 環境をよくする。人が来たくなるようなまちにする
- 施設を充実させたり団体との連携を増やす
- 文化財の活用
- 古墳などを保存する
- 文化財や自然遺産を大切に
- 地域の人がもっと地域のことについて知れば良いと思う
- 自分の住んでいる地域に誇りを持つこと
- みんなで協力すること
- 守ろうとする気持ち

人口を増やす・観光客を増やす

- 人口が増えるような魅力的な町づくり
- 若い人もたくさんイベントに参加したりほかの県からの観光客を増やしたりする
- 色んな人に京丹後市に来てもらう
- たくさんの観光客に来てもらえるように町並みをきれいにしそれを宣伝できるようにしたいと思っています
- 観光客にきてもらえるようにもっと文化財をPRしていく
- コミュニティがある町にする
- 地域の交流
- 京丹後市の歴史を多くの人を知る
- 観光客を増やすために自分たちが市の文化芸術をもっと知るべきだと思う
- 人がよく通る場所に情報が知れるようなものを置く
- 市民の目の付きやすい所に展示したりする
- 丹後ちりめんの多様な商品化。ほかに観光地や自然豊かな環境での経済面での活性化
- 丹後の良さ×良さで新しいものを作ってみたらおもしろそう。ちりめん×○○、方言×○○、伝承×○○、七姫×○○、水産×○○
- 文化を守る委員会を設立させる
- 取組について宣伝したりポスターを作ったりする
- 伝統ある祭りを続けていく

問 29 京丹後市の文化芸術振興が目指すべき将来像について考えに近いものは。

(複数回答) 総回答者数：市民 714 人、高校生 338 人

将来像「市民が生き生きと文化芸術活動に親しむまち」がトップ

多いにぎわいのあるまち」がトップとなった。

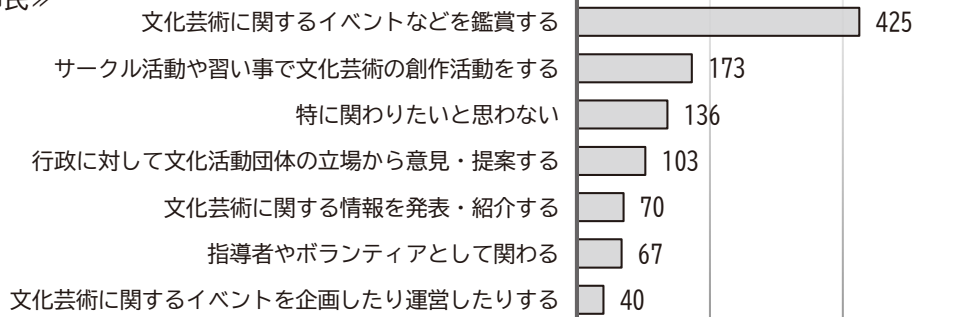
	高校生	20代	30代	40代	50代	60代	70代	総数
市民が生き生きと文化芸術活動に親しむまち	132 26%	19 4%	33 6%	56 11%	71 14%	95 19%	100 20%	506 100%
文化芸術と、産業や観光などが連携するまち	94 22%	20 4%	33 8%	53 12%	68 16%	77 18%	84 20%	429 100%
市民が地域文化に愛着を持ち誇りに思うまち	120 27%	24 5%	32 7%	54 12%	51 12%	76 17%	92 20%	449 100%
文化財や歴史・自然遺産が保存し活用される趣深いまち	95 24%	17 4%	26 7%	48 11%	67 17%	80 20%	68 17%	401 100%
イベント等の参加者が多いにぎわいのあるまち	139 31%	15 3%	36 8%	51 12%	56 13%	70 16%	75 17%	442 100%

問 30 文化芸術振興の目指すべき将来像につながることで、あなたはどのように関われるか。（複数回答） 総回答者数：市民 714 人、団体 116 団体

「イベントなどを鑑賞する」4割、「創作活動をする」2割

どの年代でも約4割が「イベントなどを鑑賞する」、約2割が「サークル活動や習い事で創作活動をする」と答えた。「特に関わりたと思わない」の割合も各年代で9～16%であった。

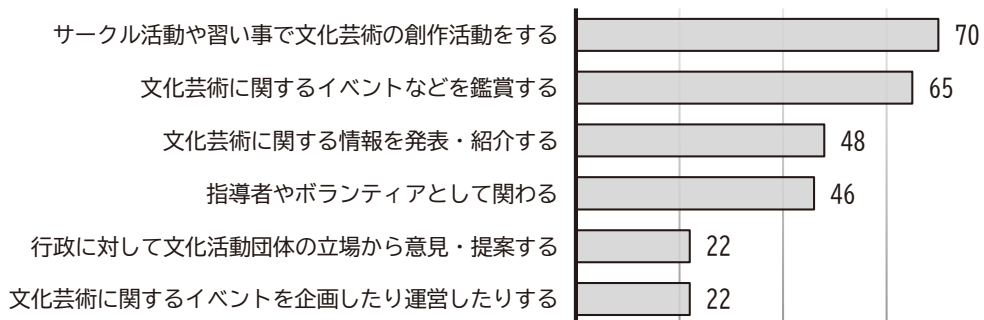
《市民》



《世代別》

	20代	30代	40代	50代	60代	70代
鑑賞する	39 %	37 %	39 %	42 %	43 %	41 %
活動する	18 %	16 %	18 %	18 %	17 %	15 %
関わりたと思わない	13 %	9 %	16 %	10 %	14 %	15 %
意見提案	4 %	17 %	10 %	12 %	9 %	10 %
発表・紹介する	9 %	6 %	4 %	7 %	7 %	7 %
指導・ボランティア	10 %	9 %	7 %	6 %	6 %	5 %
企画運営	4 %	4 %	5 %	4 %	3 %	3 %

《団体》

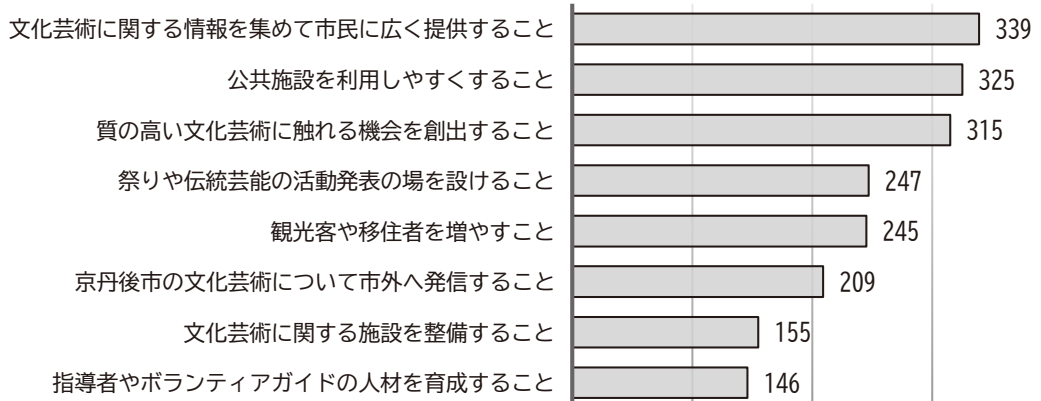


問 31 行政が力を入れるべきことは。（複数回答） 総回答者数：市民 714 人、団体 116 団体

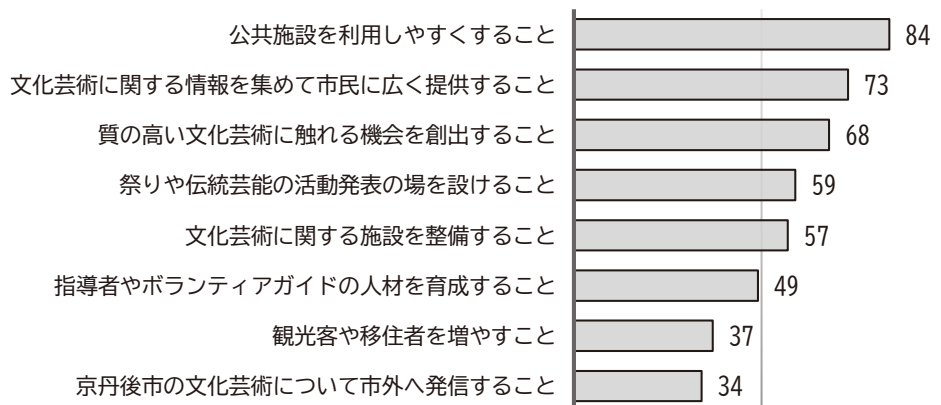
「情報を集めて広く市民に提供する」がトップ

市民、団体ともに「情報を集めて広く市民に提供すること」「公共施設を利用しやすくする」「質の高い文化芸術に触れる機会を創出する」の3つが上位となった。

《市民》



《団体》



問 32 文化芸術振興に対する要望、意見（市民、団体・自由記載・抜粋）

施設について

- 施設を建設することは後々保存など大変だと思うので、すばらしい自然を利用して融合させた会場をつくるなど、ハコモノにこだわりすぎないほうがいいと思います（50代）
- 昔は映画館も峰山町に複数ありましたがなくなり寂しいです。映画は豊岡まで見に行っています。もっと身近なところにあるといいです（文化芸術活動団体）
- 天文台があったらうれしい。ジオパークは興味深い。子どもの頃、すぐ近くの震災記念館に図書館があってすごく良かった。今は仕事に追われて本を読む習慣もなくなってしまったが、本が身近にある生活は文化的だと思う（50代）
- 市民同士が交流しあえる発表の場が必要だと感じる（40代）
- 高齢者や小さい子どもがいる人など、万人が利用しやすいように、休憩の椅子があったり、授乳室やおむつ交換ができる環境が整っていると催しに参加してみようという気持ちになる。また、催しを開くとなると移動して集まる必要があるので、高齢者が増えている状況からみても、公共交通機関を使って会場へ行けるように環境整備されていないと難しいと思います（30代）
- 景観もよく都会からの交通の便もよくなりつつある。建物展示場を作るだけでなく楽しさを実感できる体験型施設があればいいと思う（50代）

- 音響設備が良く2000人のキャパがあればメジャーなアーティストも来てくれると思う。人が集まってくればJRも京丹後までくる。今の京丹後は廃れていると非常に感じます。小さくまとまりすぎている。まちを劇的に変えてほしいです（40代）
- 市内の施設が年々子どもかお年寄り中心に利用しやすい方向になっていて、税金を納めている年齢の利用はあまりできないようになってきている気がする（50代）
- 京丹後市の中には不自由な方々がいます。そういった方々も入れて遠慮のない市になれば文化にも進んでいけると思った（60代）
- 現在ある資料館や保管されている資料にお金をかけて整備し、芸術的なものや地域の文化芸術を発信する（50代）
- 和久傳美術館のような民間施設を市内全域に建てる。行政が財政面を含め支援する（60代）
- 市に美術館がない。名画を市民の方へ鑑賞してもらい、心を養ってもらいたい。五感も。心豊かになってほしい（60代）
- 統廃合された保育所、小中学校に設置されたピアノを有効に活用して、公共施設へのピアノ設置など広げてほしい。丹後のアマチュア、文化芸術団体、サークルの自主的活動と発表の場の計画に対して規模に応じた助成金制度をつくり活用しやすいものにしてほしい。若者が丹後に帰って文化芸術活動が活発にできる環境づくりが必要。ロックバンドや太鼓サークルなどが周りに気兼ねなく練習できる防音施設の練習場や小規模の発表会場の設置等（70代）
- 自然史博物館を設立し、丹後半島の動植物などを展示し標本庫の充実をしてほしい（60代）
- 誰もが行きやすい施設があれば、文化芸術の振興になると思います。コンサートや演劇、漫才、落語、絵本の読みきかせ、子ども向けの歌やダンス、誰もが楽しめるものを月に数回やることで、足を運ぶ回数が増えるのだと思います。車がない人にシャトルバスがあればいいと思う。山や海など自然豊かな京丹後、ここに住み続けたいと思う若者が増えるためにも、映画やコンサートに行くのに数時間かかるのではなく身近なところで楽しめる施設があることは若者の定着につながる（50代）
- 大きなスクリーンで映画を見たい。四季のようなミュージカルを見たい。プロでもアマでもコンサートを多く開催してほしい。我々は文化に飢えている。美術作品も見たい。丹後地方の情報発信もしてほしい
- 京丹後市の身の丈からちょっと背伸びした文化活動のインフラ整備を期待します。配信とか経済効果はその先にあるものだと考えます（60代）
- 京丹後は博物館や資料館が少なく遠出しなくてはならない。丹後の文化芸術は時折でよいので展示してほしい。また、昔のおもちゃ等子ども時代の遊びなど資料館の一部に触れて遊べるような場所も欲しい（70代）
- 文化芸術は人の心を豊かにして、魅力あるまちづくり、ひとづくりに役立つと思いますが、豊かな魅力あるまちづくりには、経済・福祉・教育とさまざまなことが、バランスが取れて向上していくことが大切かと思います。余りにも多くの使用していない公共施設が気になる（50代）
- 丹後の文化の中心。丹後文化会館の役割は大きい。なくてはならない施設です（30代）
- 丹後文化会館は、とてもいい施設だと思う。これからも、映画、劇、講演、公演など幅広く文化活動に取り組んでいただきたい（60代）
- 丹後文化会館で展示や演劇が行われていること自体知らなかったので、チラシやSNSなどで宣伝したほうがいい。若い人たちはわざわざホームページを検索して見に行ったりすることは少ないと思う（20代）
- 丹後文化会館は発表や鑑賞の場として重要な施設である。より一層の設備・機能の拡充を望む。市民が利用しやすいような使用料設定を望む（60代）
- 丹後文化会館は、市民であれば誰でも気楽に利用できる施設であってほしい。経済面で苦しいかもしれないが、音響・照明など機器のできるだけ優れたものに切り替えてほしい（50代）
- 丹後文化会館の施設の横の駐車場は停められる台数が少ないため、大駐車場へ停めるのが通常となっている。天気の悪い日や、幼児・高齢者連れの方は歩行が大変。ホールの中の足元の照明を明るくしてほしい。洋式トイレにバリアフリー化を望みます。階段が多い。軽食コーナーがあればありがたい。照明を現代的に。空調・換気を整備してほしい（50代）
- 丹後文化会館は、発表会や文化祭などでよく利用した思い出があります。文化芸術は人の心や生活に彩を与えるものだと思いますので、この丹後の地からいろんな形で発信してほしい。子ども達に本物の芸術を鑑賞させてあげられる機会が増えればいいかと願っています（40代）
- 丹後の人が楽しく参加するものから本格的なものまで、発表できるところって丹後文化会館しかないと思います。唯一の場所なのにもっと改善して素敵な場所にしてほしい。大胆に変える。廃れていく前にもっと子どもや若い人が活用してくれるように人が集まるまちに。文化会館付近に合宿所をつくるとか市外からも人が流れ入ってきてついでに少し観光してくれたり指導者が下見に来たりそんなふうになりたい（40代）

取組について

- 田舎ゆえに本物が観られる機会がなかなかありません。京都市内まで行けばと言われても行ける人ばかりでもありません。チケット代が高額だと芸術に触れたくても触れられない人もあります。敷居を高くしないで文化に触れられるようなことが理想です（50代）
- 児童や青少年に文化に触れる機会を作っていただきたいです。文化事業に触れる機会が少ないからか、丹後の人は文化芸術への価値（代金）への認識が弱いように思います。その価値を伝えていくことで、文化会館の事業に多くの方が参加するようになることを願います。企画されても利用者が少ないことが残念です（40代）
- 京丹後市ではなかなか文化芸術に親しむことができません。大阪や京都などの地域に行くことになります。子どもの時から芸術に親しめるようになれば、豊かな人に近づくこともできると思います。市の文化はもとより、日本・世界の文化芸術が身近にあることはとてもすばらしいと思います（40代）
- 一番は、生の芸術に触れること。子ども達には早くから味わわせてやりたい（60代）
- 学童期の段階でもっと丹後の文化芸術に触れさせる。授業の一環で体験させる（50代）
- 小中学生が大人になるまでに文化芸術に触れ親しむことができる取組や環境整備を（40代）
- 文化芸術により、生活に新たな楽しみが持てるそんなまちになってほしい（50代）
- サークル等の案内を見つけていて、市内にあるサークルのジャンルが偏っているように感じます。色々な分野に興味を持ちながら、仲間を集めることが出来ず、活動できない分野の人を応援するようなことはできないもののでしょうか（60代）
- 誰もが気軽に参加できる、又は利用できる環境作り。ジャンルにとらわれないイベント、施設利用の誘致（40代）
- 街角で生演奏に出会い、人の集まる施設に市民の作品が展示してある。文化活動の風を感じる街。文化芸術の趣味を持っている方は身近にたくさんいらっしゃいます。発表をするための敷居をいかに下げることが課題かと思う。有名無名、匿名、発表できる作品の量、質にかかわらず、発表できる場所の提供。自薦他薦の拾い上げと場所の調整。街角野外常設小規模舞台（日除け、雨除けの屋根と照明と電源）の充実があれば、高齢化の街も多少華やぐような気がします（50代）
- 私の年代では、今後鑑賞の方が多いと思いますが、その費用も重要です。出来るだけ参加利用しやすいのが望みです（70代）
- ジャンルが多いので、一言では言えませんが、古い伝統や歴史よりもこれから先、人が集まる方法を考えたほうが良いと思う。例えばですが、今のコロナ問題はさておき、屋外で何万人も集まる音楽ライブフェスのようなものをする。暑い夏の熱いイベントのような感じ。また自然豊かな場所なので、映画やドラマ、PVの撮影場所としてどんどん提供するとか。アニメの聖地なんかもよいのではないのでしょうか（40代）
- あまり背伸びをせずにこの地域に相応の小さく産んで大きくそだてていくこと。地道にやってみてほしい（70代）
- 大都市ではないため文化芸術を作り上げていくことが困難ではあるがそれでも努力してやってほしい（40代）
- 文化サークル活動、講座を多彩に園芸教室、郷土料理教室など（60代）
- 京都市にいたころは応募してもなかなか参加できないことも多かったのですが、こちらでは参加できます。この規模の自治体にしてはとても充実して幅広い（バリエーションのある）催しをしてくださっているのがありがたいです（40代）
- 今、市内でどんなことがやられているかふれる機会がない。若い人は文化芸術に興味を示さない人が多いと思う。インスタなど活用し周知する必要がある。文化芸術は一部の人に偏りがちになってしまう。そういったところからも市としてどれだけ税金を入れていくか課題が多いのかなと思っています（30代）
- こじんまりでもいいので、絵画にふれる機会が増えたらいいなと思っています。田舎で生まれ育ち、一番身近にあるメディアが図書の本だったので、充実した本棚を希望します。子どもたち（小中学生）が好奇心の湧くようなものをお願いします（40代）
- 文化芸術は京丹後市が京丹後市であるがために重要な要素であり、継承していく必要がある。市民の再認識と継承のため必要な政策や情報発信が肝要。地域の郷土芸能の継承し、市の指定文化財の適切な維持管文化、芸術家の移住に適した地域、環境づくり（70代）
- 芸術が生活とともにあることは、生きる喜びと深くつながっていると思います。どんな立場、状態にある人にも、その光が届いてほしい。行政はいろいろな壁や敷居を作らず、振興を行ってください（60代）
- 豊岡市との協力関係を密にして、豊岡で行われている質の高い演劇やアートを京丹後市でも鑑賞できるとうれしい。京丹後市内在住のアーティストの助言をもって個性的な文化芸術の

振興を考えていただきたい。行政が考えるとありきたりのつまらないものになってしまいがちだと思う（60代）

- デジタル化の中でこのようなアンケートを取ることに時代ズレを感じる。財政を見直すべし。過疎化は必須、文化芸術で市財政救えるか（70代）
- 文化芸術は自然に興るものであって、行政が経費をかけて取り組むものではないと思います。必要最小限のかかわり方で良いと思います。文化芸術は民間の力に任せた方がいいと思います。市が力を入れて施策を進めると、義務のような取組、義務のような文化活動となります。（文化祭への出品、出展の負担など）ましてや、財政が厳しい中、文化芸術よりも大切な施策、力を入れる施策があると思います。スポーツ振興もしかりです。力を入れすぎ手もあまり意味が無いと思われます（60代）
- 旧6町に残る古代史は国の歴史にしても重要なものと存じます。地元民への啓蒙が重要ではないかと思います。小中学生にしっかり伝えてもらいたいです（50代）
- 地域の祭りに多くの予算をやってください（60代）
- 様々な資源、人材をさらに活用し、生き生きと過ごせるまちづくり望む（40代）
- 地域の秋祭りに関して、子どもの減少等、秋祭りが出来なくなりますので、何か補助等を求めている（60代）
- もともと京丹後市出身であり、一度京都市、大阪市へ出てから、今年に帰ってきました。今思うとそもそも京丹後市の有名な文化芸術、京丹後市が推しているものって何かぱっと出てこない印象。個人的には広く浅く文化振興するよりは狭く深く振興すべきと思う（30代）
- 高齢者が多い中、お互いにふれあい手軽にできる文化芸術活動を展開してほしい。（70代）
- 京丹後の伝統（伝承や古墳、ちりめん）などを現代風にアレンジしてSNSに発信していくのが良いと思う。（アニメやYouTube）丹後七姫も可愛いアニメキャラ風にして設定も構築した上で、一本ストーリーを作ったら面白そう。丹後七姫は絶対他にはない題材として使えると思うので、メディア展開しやすそうだと思います（20代）
- 児童や学生が興味をもてるようなイベント（今はとても難しいですが）設備があればよいと思う。現在はSNS等でITの美展もあるので、情報ツールを活用した取り組みが出来れば面白いと思います。私はアナログ人間なので書物が良いです。年齢を重ねて価値観捉え方、思考は変わりますが、地元の歴史、文化から教養を得て深めて行けると幸いと思います。40年住んでいても知らないことはたくさんあり、魅力がある京丹後市になるといいですね（40代）
- ①趣味を通じて集うことができる場がたくさんあるとよい。②海外からの留学生や旅行者を増やして、SNSで発信してもらおう（文化、自然の素晴らしさ、身近にあって住民である私たちが見過ごしているもの）③体験型文化芸術ツアー。ジョギングコース、サイクリングコース、ウォーキングコースなど、整備すればもっと人は集められる。同時に文化関係もセットで案内してしまう（50代）
- 市の支援のもと、子どもたちに習い事として体験させたい。体験や短期コースなど、初めのきっかけが作りやすいと良い。学校からも案内をもらってくるが、内容がいまいち分からず紙のムダ。気になる教室などを調べようとするがHPなど情報も乏しく、はじめの一歩とはならない、とても残念（40代）
- 移住者が増え、地域活性化にもつながっていると思う。Uターンで地元に戻ってくる人には何も無いように感じる。大学や専門学校などで出て行った若者が、将来京丹後市に戻ってきたいと思えるような環境作りがとても大切だと思います。地元民を大切に作る町にしてこそ、移住者の方々に魅力を与えることができる（30代）

7 京丹後市内貸館等施設一覧表

生涯学習施設・コミュニティ拠点施設

	施設名	建築年	所在地	管理主体
1	峰山地域公民館	昭和 55 年	峰山町	生涯学習課
2	弥栄地域公民館	昭和 55 年	弥栄町	生涯学習課
3	丹後地域公民館	昭和 52 年	丹後町	生涯学習課
4	たちばな会館	平成 15 年	網野町	生涯学習課
5	網野教育会館	昭和 62 年	網野町	生涯学習課
6	網野地区公民館	昭和 48 年	網野町	生涯学習課、網野連合区
7	新庄地区公民館	昭和 58 年	網野町	生涯学習課、新庄区
8	アグリセンター大宮	平成 9 年	大宮町	生涯学習課
9	峰山織物センター	昭和 49 年	峰山町	商工振興課
10	大宮織物ホール	昭和 47 年	大宮町	商工振興課
11	弥栄機業センター	昭和 47 年	弥栄町	商工振興課
12	かぶと山虹の家	平成 3 年	久美浜町	観光振興課
13	農林漁業体験実習館はしうど荘 郷土文化保存伝習館	昭和 60 年	丹後町	観光振興課
14	天女の里交流施設	平成 11 年	峰山町	観光振興課
15	小町公園小町の舎	平成 7 年	大宮町	観光振興課
16	久美浜公会堂	昭和 5 年	久美浜町	久美浜市民局
17	久美浜林業センター	昭和 50 年	久美浜町	地域コミュニティ推進課
18	久美浜婦人センター	昭和 55 年	久美浜町	地域コミュニティ推進課
19	久美浜農業センター	昭和 53 年	久美浜町	地域コミュニティ推進課
20	久美浜機業センター	昭和 47 年	久美浜町	地域コミュニティ推進課
21	久美浜果樹センター	昭和 54 年	久美浜町	地域コミュニティ推進課
22	久美浜健康センター	昭和 55 年	久美浜町	地域コミュニティ推進課
23	久美浜ぎょそんセンター	平成 4 年	久美浜町	地域コミュニティ推進課
24	久美浜福祉センター	昭和 57 年	久美浜町	地域コミュニティ推進課
25	五十河地区基幹集落センター	昭和 64 年	大宮町	地域コミュニティ推進課
26	野間地区基幹集落センター	昭和 60 年	弥栄町	地域コミュニティ推進課
27	峰山総合福祉センター	昭和 39 年	峰山町	生活福祉課
28	網野社会参加交流ハウス	平成 16 年	網野町	長寿福祉課
29	高齢者すこやかセンター	平成 12 年	網野町	長寿福祉課
30	弥栄生きがい交流センター	平成 12 年	弥栄町	長寿福祉課

体験施設

	施設名	建築年	所在地	管理主体
1	峰山林業総合センターウッディいさなご	平成 11 年	峰山町	生涯学習課
2	いさなご工房	平成 15 年	峰山町	生涯学習課
3	大宮ふれあい工房	平成 7 年	大宮町	京都府・生涯学習課

図書館・図書室

	施設名	建築年	所在地	管理主体
1	峰山図書館	昭和 55 年	峰山町（峰山地域公民館 3 階）	生涯学習課
2	あみの図書館	平成 14 年	網野町（らぽーと 2 階）	
3	大宮図書室	平成 9 年	大宮町（アグリセンター大宮 1 階）	
4	弥栄図書室	昭和 55 年	弥栄町（弥栄地域公民館 1 階）	

5	丹後図書室	平成 6 年	丹後町（丹後庁舎 3 階）	
6	久美浜図書室	昭和 58 年	久美浜町（久美浜庁舎 1 階）	

資料館・美術館等

	施設名	建築年	所在地	管理主体
1	琴引浜鳴き砂文化館	平成 14 年	網野町	文化財保護課
2	郷土資料館	平成 3 年	網野町	文化財保護課
3	丹後古代の里資料館	平成 5 年	丹後町	文化財保護課
4	久美浜「豪商稲葉本家」	平成 13 年	久美浜町	観光振興課
5	ヒカリ美術館	平成 22 年	網野町	民間施設
6	森の中の家 安野光雅館	平成 29 年	久美浜町	民間施設

※民間施設については、京都府ミュージアムフォーラム加盟施設

※久美浜「豪商稲葉本家」については、明治 23 年の建物を改修し、開館した年

文化会館

	施設名	建築年	所在地	管理主体
1	京都府丹後文化会館	昭和 55 年	峰山町	京都府丹後文化事業団

その他

	施設名	所在地	管理主体
1	京都府立丹後勤労者福祉会館 （丹後地域職業訓練センター）	大宮町	京都府
2	丹後地域地場産業振興センター （アミティ丹後）	網野町	公益財団法人丹後地域地場産業振興センター
3	京都府弥栄青少年山の家	弥栄町	京都府

閉校施設（令和 4 年 4 月現在）

	施設名	所在地	校舎の利活用状況	備考
1	旧五箇小学校	峰山町	公文書保管施設	
2	旧丹波小学校	峰山町	峰山放課後児童クラブ（一部）	
3	旧大宮第三小学校	大宮町	民間活用（一部） 丹後吹奏楽団（一部）	
4	旧郷小学校	網野町	郷土資料館 京丹後市夢まち創り大学	
5	旧三津小学校	網野町	民間活用	
6	旧橘小学校	網野町	一部利用	耐震補強必要
7	旧豊栄小学校	丹後町	民間活用	
8	旧竹野小学校	丹後町	一部利用	耐震補強必要
9	旧宇川中学校	丹後町	京丹後市基地対策室等（一部）	
10	旧溝谷小学校	弥栄町	京丹後市新シルク産業創造館	
11	旧黒部小学校	弥栄町	一部利用	耐震補強必要
12	旧川上小学校	久美浜町	一部利用	
13	旧海部小学校	久美浜町	久美浜海部放課後児童クラブ（一部） 丹後緑風高等学校久美浜学舎（一部）	
14	旧田村小学校	久美浜町	一部利用	耐震補強必要

8 京丹後市文化芸術振興審議会委員名簿

敬称略

	氏名	所属等
会 長	田中 智子	一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社京丹後地域本部副本部長 (京丹後市観光公社副理事長)
副会長	松本 経一	京丹後市文化協会 会長
委 員	上田美知子	京丹後市国際交流協会 副会長
	櫛田 匠	京丹後文化のまちづくり実行委員会 副会長
	後藤 淳司	特定非営利活動法人京丹後コミュニティ放送 局長代理
	谷口 理恵	日本マリンバ協会丹後支部 京都府丹後文化事業団企画委員
	土出 政信	京都府丹後文化事業団 事務局長 京都府丹後文化会館 館長
	藤原 可苗	WEB・グラフィックデザイナー (令和元年3月まで) 久美浜町地域おこし協力隊
	藤原 哲也	京丹後市中学校校長会 文化芸術担当 京丹後市歌作者
	増田 明子	京丹後市図書館協議会 委員
	丸山 桂	株式会社コンセプトデザインラボ代表 久美浜駅内カフェ クロコ経営
	安井美佐子	京丹後市女性連絡協議会 理事
	山内 美幸	京丹後市商工会 女性部部长
	山田 勝	音響・印刷業 (My Sound 代表、ユニプリント代表) 峰山高校軽音楽部外部顧問
	吉岡 高博	一般社団法人京丹後青年会議所 理事長
アドバイザー	藤野 一夫	兵庫県公立大学法人芸術文化観光専門職大学副学長・芸術文化・観光学部長
	近藤のぞみ	兵庫県公立大学法人芸術文化観光専門職大学 講師
	河合 温美	兵庫県公立大学法人芸術文化観光専門職大学 国際交流コーディネーター
	田中 圭一	京都府文化スポーツ部 副部長
	甲斐少夜子	京都府丹後広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課 丹後地域アートマネージャー
事務局	引野 雅文	京丹後市教育委員会 教育次長
	安達 純	京丹後市教育委員会 生涯学習課 課長
	新谷 勝行	京丹後市教育委員会 文化財保護課 課長
	坪倉 武広	京丹後市教育委員会 生涯学習課 課長補佐
	寺田 絢子	京丹後市教育委員会 生涯学習課 主任

9 京丹後市文化芸術振興審議会の開催及び計画策定の経過

名称	日程	内容
諮問 第1回審議会	令和3年 10月13日	教育委員会教育長より計画策定について諮問 委員の委嘱、計画の概要等
第2回審議会	11月24日	アンケート調査報告について 計画骨子案について（意見交換）
京丹後市公共施設見学 「スタディーツアー」	12月11日	芸術文化観光専門職大学の学生に、京丹後市内の文化施設（京都府丹後文化会館、琴引浜鳴き砂文化館、丹後古代の里資料館等）を実際に訪れてもらい、文化芸術分野の課題や解決への取組について考察してもらうスタディーツアーを実施。 参加者：学生 4人 大学関係者 4人 文化芸術振興審議会委員 3人 計11人
第3回審議会	令和4年 1月24日	京丹後市公共施設見学 スタディーツアーの報告について 計画骨子案について（意見交換）
第4回審議会	3月17日	計画素案の検討について（意見交換）
文化芸術戦略 先進地視察	4月8日	視察先：城崎国際アートセンター（K I A C） やぶ市民交流広場、江原河畔劇場 兵庫県公立大学法人芸術文化観光専門職大学 参加者：審議会委員 9人 アドバイザー 4人 事務局 4人 合計17人
第5回審議会	5月30日	文化芸術振興計画（素案）の検討について
きょうたんご文化芸術 のまちづくりシンポジ ウム	6月25日	○テーマ「文化芸術によるまちの活性化について」 <基調講演> 講師 兵庫県公立大学法人 芸術文化観光専門職大学 学 長 平田 オリザ 氏 <パネルディスカッション> コーディネーター 兵庫県公立大学法人 芸術文化観光専門職大学 副学長 藤野 一夫 氏 パネラー 久美浜一区自治会 会 長 谷口 潔 氏 京都府丹後地域アートマネージャー 甲斐 少夜子 氏 現代美術アーティスト 長嶺 慶治郎 氏 京都府立峰山高等学校2年 田中 淳子 氏 参加者：111人
第6回審議会	7月26日	文化芸術振興計画（案）の検討について
第7回審議会	9月16日	文化芸術振興計画（案）の検討について
答申	9月30日	教育委員会教育長へ計画案（答申）提出
パブリックコメント	10月14日 ～ 11月4日	意見数 2人から3件



発行年月：令和5年3月

発行：京丹後市教育委員会事務局 生涯学習課

住所：〒629-2501 京都府京丹後市大宮町口大野226番地

TEL：0772-69-0630 FAX：0772-68-9061

URL：<https://www.city.kyotango.lg.jp>